

地域繭流通機構の再編過程

—戦間期岩手の蚕糸業研究(1)—

早 坂 啓 造

まえがき

1. 1910年代岩手の繭流通機構
2. 第1次世界大戦後の岩手蚕糸業と繭の流通機構
3. 1927・1929恐慌と岩手蚕糸業の再編
—県是製糸と「特約奨励」—

むすび

—戦時統制と繭流通機構の崩壊—

まえがき

製糸業者にとって、原料繭の占める重要性はきわめて大きいものがある。それはたとえば片倉製糸紡績株式会社とその社史で「創立以来20ヶ年間平均の生産原価構成比率は、原料繭代78%、加工生産費22%の割合を示して居る」といい、「其故原料仕入の巧拙は、其年の業績を決定するといふも敢て過言ではない¹⁾」と述べているところからも、そのことは窺える。実際、いち早く生糸の主産地を形成した諏訪地方では購繭の激しい競争から数量・価格・品質とも条件が満たせず、早くから周辺地域への出張購繭を行って来たが、その範囲は鉄道・道路等の交通網の整備とともに拡大し、1888(明治21)年には福島・白石にまで及んでいる²⁾。また1993(明治26)年には早くも、当時生糸輸出の最強の競争相手国であった清国の高品質・低廉な繭に目をつけ、大量輸入を行い、あわせて製糸工場の建設を行っている³⁾。

また、製糸技術の発展の段階に対応して、繭の品種・養蚕飼育の方法・乾繭処理の方法・桑の品種や桑園管理の技術などにいたるまで、製糸資本の側からの要求は次第に大量・画一的な高水準の原料繭の恒常的維持・確保に向かうことになり、養蚕農民に対して干渉的・管理的に傾いて行く。片倉の例では、1914(大正3)年に蚕種製造における一代交雑種製造の主導権を確立し、以後戦前期に国内8箇所、朝鮮5箇所の蚕種製造所を持つにいたったこと⁴⁾、1916(大正5)年に日本乾燥装置株式会社を設立し、以後変遷はあったが繭質改善と製糸技術の多条式への進化に伴う乾繭技術の対応とを主軸に改良を進めていること⁵⁾、1930(昭和5)年に栽桑試験所を設立して稚蚕用・5齢用などの用途別桑園の確立と普及、用途別の施肥技術開発、桑の品種改良な

1) 片倉製糸紡績株式会社編『片倉製糸紡績株式会社二十年史』1941, p. 245。

2) 同上書, pp. 245-248参照。この年は日本鉄道株式会社の上野—仙台間の開通と一致する。

3) 同上書, pp. 198-200; 武井楨太郎『尾沢琢郎伝』[尾沢組]自彊会 1928, pp. 29-36参照。

4) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』pp. 210-236参照。

5) 同上書, pp. 278-283参照。

を進めていること⁶⁾などを挙げることが出来る。これらがやがて養蚕部門の独占的支配を確立して行く上で有力な武器として機能することは、後に見る通りである。

このような原料繭購買市場の拡大と製糸技術の展開から要請される繭生産＝養蚕業そのものの資本の側からの掌握への欲求とに対応して、購繭の方法も変化して行く。すなわち、

- * 「坪買い」——養蚕家よりの直接購入
- * 仲買人を通しての購入
- * 「店買い」——養蚕家が製糸所・出張所に持ち込む取引
- * 繭市場における入札や競りによる購買
- * 「特約取引」⁷⁾

などの方法がそれであるが、これらは必ずしも相互に排他的なものではなく、むしろ相補的・重層的に共存しつつ、次第に後者の方法が比重を昂めて行くという経過をたどったといえよう。

「特約取引」のもつ意義については、製糸業の側からの要請と養蚕業の側からの展開がぶつかり合う接点ともいえる場面であり、双方からの究明が必要となる。

片倉製糸の場合、「特約取引」は1914(大正3)年に「一代交雑種の普及発達を期する」⁸⁾ために蚕種の配布、飼育の指導、産繭の引き取り予約を行い、「相互提携」による「蚕品種の改良、飼育の改善、繭質の向上統一、産繭取引の安定」⁹⁾をめざしたことにはじまるという。翌年信用取引を加えることで、養蚕業者に対する強力な吸引力を備えることになった。取引の相手は養蚕組合または農会であり、佐賀県を出発点として「県当局の協力を得て」¹⁰⁾急速に拡大し、「業界に少なからぬ衝撃を与」える「革新的」で「画期的」購繭方法となった¹¹⁾という。

しかし、養蚕と製糸とを一体として地域の自生的な主軸産業に育てて行こうとする側からいえば、この「特約取引」は、確かに品質や技術の向上および資金と販路の確保という点で魅力的である反面、地域の養蚕と製糸との有機的結びつきのもとでの展開を分断され、養蚕の全過程が資本の意志のもとに掌握・管理されることによって、上質繭が次第に排他的に大資本に独占されて、地域の製糸小営業には原料の優位条件が及ばないばかりか、逆に原料・技術・金融・販売上の劣等条件による競争上の格差がいつそう拡大し、最終的には製糸部門営業の存立の基盤自体を奪われて行くことにもなる。さらに、養蚕部門自体も資本の文字どおりの蓄積「地盤」として従属下に置かれ、買い手独占としての資本の価格操作による収奪を受けることになる。「特約取引」は、こうして長期的には明らかに両刃の剣というべき効果をもたらすものであった。

岩手で「特約取引」が問題となるのはほぼ1920年代¹²⁾以降と見られ、本格的に組織的な展

6) 同上書, pp. 372-382参照。7) 同上書, pp. 257-258参照。昭栄製糸株式会社『昭栄製糸株式会社20年誌』1951 pp. 183によれば、資本の側からの評価として、店買い・坪買いは堅実だが繭蒐集に困難、市場取引は大量仕入が可能だが玉石混淆、乾繭取引は荷口不整一・乾燥程度不同・採算不利で、特約組合組織普及に傾かざるを得ないと指摘している。

8) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』p. 259。

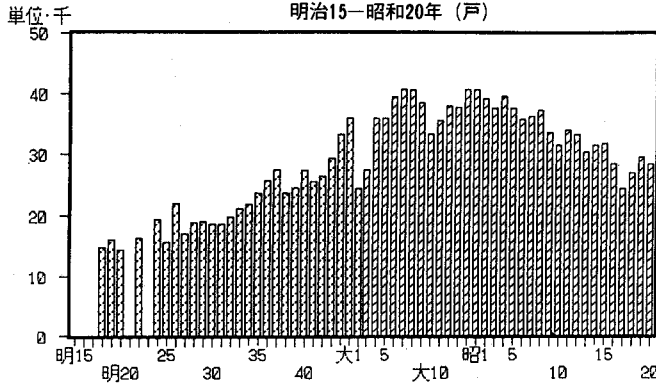
9) 同前。

10) 同上書, p. 267。養蚕部門の資本による支配の確立にとって地方行政機構との癒着的な結合がきわめて効果的であったことは、後述の岩手の例でも明かとなる。また宮城県等は、他府県の多くのケースにも適用されている。

11) 同上書, p. 259。

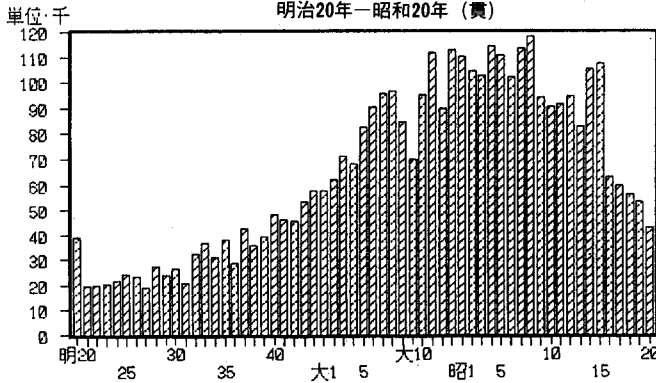
12) 松村敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会 1992 p. 194によれば、片倉は「おそくとも1923年にはすべての工場の特約組合を育成する」方針を持っていたが必ずしも一貫せず、「かなり積極化」したのは1927・28年頃だという。

第1図 岩手県養蚕戸数の変遷
明治15—昭和20年（戸）



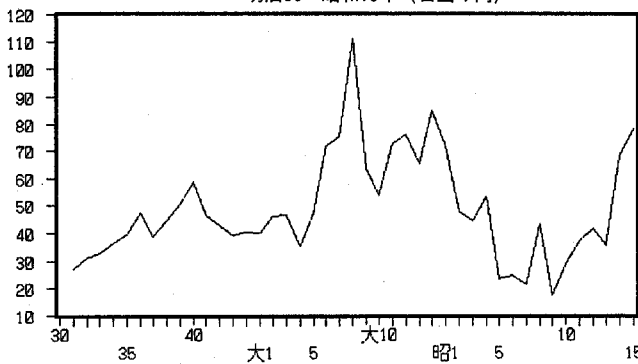
備考：岩手県統計書により作成。

第2図 岩手県繭生産量の変遷
明治20年—昭和20年（貫）



備考：岩手県統計書により作成。

第3図 岩手県繭価格の変遷
明治30—昭和15年（石当り円）



備考：岩手県統計書により作成。ただし、1992年以降は単位が貫に変更されているので、1石=8貫として換算し、グラフを連続させた。

開を見るのは、後に見るよ
うに1930年代の県是製糸と
産業組合系の繭糸聯との対
抗の段階を通してのことで
あったといえる。

本稿では、岩手地域にお
ける製糸業の発展と戦間期
を貫く製糸大資本と産業組
合製糸を軸とする地域の諸
営業との対抗関係の構図を、
周知の事実として一応前
前提としつつ¹³⁾、問題側面
をしぼって、それを原料繭
の流通機構の質的・段階的
な変遷という視角から捉え
なおしてみることで、新た
な特質を見だし、岩手の
蚕糸業の全機構的解明に向
かうひとつのステップとし
たい。

1910年代・1920年代・1930
年代以降の3つの時期に区
分して考察を進めるに先
だって、それらを貫く3つ
の指標—岩手県内の養蚕戸
数・繭生産高・繭価格の変
遷—を掲げて置こう。第1
図・第2図および第3図が
それである。1910年代の低
迷から急激な高揚へ、1920
年代の動揺と世界大恐慌へ
の遭遇、1930年代の再編か
ら崩壊へというそれぞれの
時期の特徴をこの指標から
読み取った上で、その背後
にある構造変化や政策的諸
対応の性格づけと評価など
に出来るだけ迫ってみたい。
とりわけ世界大戦と度
重なる恐慌および震災に揺

13) 製糸過程と生糸流通を軸とする岩手蚕糸業の分析は別稿で行う。

り動かされて、繭価格の激しい浮沈が原料繭市場の構造的再編成をドラスティックに促進して行く重要な役割を担ったことが容易に推定出来よう。

1. 1910年代岩手の繭流通機構

1910年代の支配層の東北蚕糸業に関する認識を反映し、またそれへの政策の抛り所ともなったとみられるもののひとつに、東北振興会の調査報告と提言¹⁴⁾があった。それによれば、統計資料を駆使して全国と東北、九州と東北、長野ほか2県と東南北3県と北3県、といった比較、さらには最近数年間の発展の趨勢など、それ自体はきわめて有益といえる分析が重ねられているが、その上で工業に関しておよそ次のような判定を引き出している。すなわち、

1. 東北地方では製糸・機業・製材業以外にほとんどみるべき工業はない(甲-3 p.2)。
2. その理由は
 - イ 交通機関発達の遅れによる社会的刺激の少なさ、偏農状態
 - ロ 金融機関の不備、興業資金の欠乏
 - ハ 企業心の不足、土地万能主義
 - ニ 工産物の販路未開拓
 にある(同ページ)。
3. 蚕糸業は「国家経済の柱石」(甲-4 p.1)であるにも拘らず、とくに東北の北3県は、
 - イ 農業戸数に対する養蚕戸数の低比重(同上 p.7)
 - ロ 畑面積に対する桑園面積の低比重(同上 p.8)
 - ハ 収繭高の全国比の低位(同上 p.51)、とりわけ夏秋の収繭高の低位(同上 p.55)
 - ニ 桑面積比の収繭高の低位(同上 p.56)
 - ホ 産繭の増加率の低位(同上 p.58)
 - ヘ 製糸戸数の絶対的・相対的少数(同上 p.64)
 - ト 製糸工場数増加の緩慢(同上 p.71)
 - チ 座繰糸の需要減による衰退
 - リ 蚕種冷蔵装置の僅少
 などの問題点がある。
4. 蚕糸産額の増加4県については、岩手の尾沢組・山十組、福島・宮城・山形の片倉組の「信州式の手腕」に負うところが大きい(同上 p.89)。

以上のような分析に基づいて引き出された「結論」は、蚕糸業に関しては次のようなものであった。すなわち、

1. 稲作労働と重ならない秋蚕の奨励
2. 桑園の増大
3. 教育機関による蚕業教育の普及
4. 実地の指導
 - イ. 養蚕組合による共同経営とその実地指導の教師の常置
 - ロ. そのための国庫補助
 - ハ. 製糸工場の誘致
 (甲-10 pp.15-16)。

見られるように、ここで現実的対応策として強調されているのは、上からの養蚕業の奨励・指導と、産繭消費の手段としての企業誘致であった。報告自身が指摘している「興業資金の欠乏」はいわば内発的に発展しつつあった地域の製糸小経営にとって緊急の必要事であったにも拘らず、系統的な育成政策としてはほとんど顧みられることがなかった。独占的製糸大資本の進出とその原料基盤の確保、そしてそれを支える中央・地方の行政機構という方向の構図は、

14) 東北振興会『東北振興会調査報告』甲部第4号 蚕糸業 同会 1915；『同』甲部第10号 結論 同会 1916。

すでにここにそのひな型を見ることが出来る。

実際、1906(明治39)年の凶作と1907(明治40)年の恐慌以降、県の蚕糸業への重点対策は、たとえば開墾栽桑に反当5円の奨励金交付や桑園改良10ヶ年計画による桑園増加や改良促進、稚蚕共同飼育奨励、夏秋蚕など蚕業講習会開催など、主として養蚕部門の育成に向けられていた¹⁵⁾。製糸部門には器械・座繰製糸と屑繭処理の講習会と1917-1920(大正6-9)年の産業組合製糸奨励が行われた¹⁶⁾。また、1907(明治40)年には信州尾沢組が盛岡に、1911(明治44)年には信州山十組が一関にそれぞれ製糸場を建設し操業をはじめている¹⁷⁾。

こうした政策的背景の位置づけをもとに、ここでは主題との関連で繭の流過程の整備・発展の重要なポイントの一つである乾繭・貯蔵装置について、行政施策の展開と実態とを考察しよう。

繭乾燥場の設置については、製糸業の展開に伴い、遠隔地への輸送、周年操業のための貯蔵と繭質の保持への要請が強まったことを背景に、岩手県の行政においても1899(明治32)年に1年限りの奨励補助として31箇所を実現させた実績がある¹⁸⁾が、1905(明治39)年から1928(昭和3)年にかけて組合または団体を対象とする建設奨励補助事業を展開している。その状況を第1表によって見よう。すぐ次に見る1919(大正8)年の乾繭装置総数369と対応させて見ると、ほぼその4割以上がこの施策によって集中的に建設されたことがわかる。

第1表 繭乾燥場建設奨励補助実績

年度	予算額	建設数	摘 要	年度	予算額	建設数	摘 要
1906	2,500円	9	1ヶ所250円	1918	2,000円	10	2石以上規模別
1907	2,500	12	同	1919	2,000	5	同
1908	6,000	15	同 200円	1920	1,000	5	同
1909	6,000	6	同	1921	1,000	3	同
1910	3,000	10	同 300円	1922	1,586	3	同
1911	3,000	10	同	1923	1,000	3	同
1912	3,000	17	2石以上規模別	1924	25,000	6	繭市場設置条件
1913	3,000	12	同	1925	10,000	2	同
1914	1,500	6	同	1926	10,000	4	同
1915	1,000	8	同	1927	2,000	1	小規模乾燥場に
1916	1,000	9	同	1928	2,000		同
1917	2,000	11	同	計		167	

備考：大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 pp.57-58による。ただし、1908、1910、1911の建設箇所数と合計数は『巖手県蚕糸業一斑』p.151により訂正した。

このうち、1906-1912(明治39-大正1)年の所有者名簿がある¹⁹⁾。それによると、新設79箇所のうち66箇所が「組合又は団体」と分類されているが、産業組合製糸ないしそれに準ずるとみられるものは13、養蚕組合・農会等は38、その他10、不明5となっており、地域蚕糸生産者主体のものは $\frac{1}{3}$ 弱にとどまっている。しかも、農業系の団体も養蚕組合・農会・乾繭組合・産業組合

15) 岩手県内務部『巖手県蚕糸業一斑』1912 pp. 153-160参照。

16) 同上書参照。産業組合製糸の生成展開そのものはここでは取り上げない。

17) これらの大資本の進出と活動そのものの分析も別稿で行う。なお山十組の全体的経営分析についてはさしあたり海野福寿「山十製糸株式会社の経営」《横浜開港資料館紀要》1 1983を参照。

18) 『巖手県蚕糸業一斑』p. 10；大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 p. 50参照。

19) 『巖手県蚕糸業一斑』1912 pp. 150-160。

(製糸以外)などが錯綜しており、相互の競合や地域による主導的農業組織の存在状況の違いなどがそこに反映されている。このことは客観的に見て、大資本やそのエージェントの地域への進出が進行しつつある時期としては、主体である地域養蚕業そのものがきわめて分散的なままに放置されており、大資本に対しても零細な仲買人に対しても無防備な、いわば草刈場的様相を呈していたといえよう。

こうした行政的奨励施策の到達点として、1910年代末の繭購買市場は、一層複雑に入り組んだ構造を呈していた。ここに1919(大正8)年の岩手県蚕業取締所²⁰⁾による乾繭装置と繭貯蔵倉庫についての調査結果の一覧表がある²¹⁾。これは農商務省臨時産業調査局による調査依頼に基づくものだが、この資料は、直接の目的である乾燥装置の多様な利用の実態を示しているだけでなく、その所有者の多様性の考察や個々の所有者の社会的階層や系譜などの具体的追究を通して地域の繭市場をめぐる大小製糸資本・組合製糸・養蚕組合・農会・繭乾燥組合・地方問屋・乾繭業者・仲買人等々の錯綜した力関係の一断面を読み取れるという点で、今後の研究にとっても貴重な意義をもつものといえよう。その意味で煩をいとわず末尾に資料として掲げておいた。この一覧は、取締所の各支所によって分類に混乱がみられ、とくに「繭問屋又は繭市場」と「乾繭業者」の項の区別が不明確である上、「製糸業者出張所」とみられるものが入っているものもある。それらをもとに再調整して集約してみると、ほぼ第2表のようになる。

第2表 岩手県における経営形態別の乾繭装置設置状況と乾繭実績(1919年)

分類 (符号)	乾繭装置数	1919年乾繭実績(石)
1 県外製糸資本・同出張所(☆)	49(13.28%)	49,392+ α (41.59%)
2 県内製糸資本・同出張所(★)	37(10.03%)	19,530 (16.44%)
3 産業組合・同出張所(○)	14(3.79%)	4,207.1 (3.54%)
4 問屋・乾繭業者(▼)	193(52.30%)	38,053 (32.04%)
5 養蚕組合・農会・乾繭組合(◇)	76(20.60%)	7,588 (6.39%)
計	369(100.00%)	118,770.1 (100.00%)

備考：()内符号は末尾の「乾繭装置一覧表」に付したものと同一。 α は信州資本の公表されていない実績を示す。岩手県庁文書庫資料「大正9 勸業製糸奨励」[C13 4 8 86]所収資料により作成。

すでに収繭実績において大資本とそのエージェントが県総計の半数近くを直接掌握していることがわかる。かなり大量と推定される α 部分を加えれば過半数に達するものとみられる。それに比して、地域の個人および会社製糸経営は集繭量で $\frac{1}{6}$ とすでに劣勢である。また装置数では $\frac{1}{4}$ を占める産業組合製糸がわずか3.5%、農業組織が6.4%弱で、両者を合わせても収繭量では1割に満たない。さらに過半数の乾繭装置をもつ問屋・業者が収繭量では $\frac{1}{3}$ 程度というのも、その零細・分散性を示している。この他に、この表では捉えられていない乾繭装置をもたない繭仲買人が多数存在するはずだが、ここでは今のところそれを把握する資料の手がかりはない。それが捉えられるのは、繭売買の免許制が設けられる1925(大正14)年以降のことである。生繭を対象とする養蚕組合と製糸大資本との間の「特約取り引き」がどの程度行われていたかについても、ここでは明かではない。その当事者となる養蚕組合自体が十分に普及していないこの時点では、それほど数ではなかったと推定してよいであろう。このように1920年恐慌直前の地域

20) 1911(明治44)年の蚕糸業法に基づき翌1912年に設置され10支所を常設している(岩手県蚕糸振興協議会『岩手県蚕糸業史』同会1980年表による)。

21) 県庁所蔵文書「大正9 勸業製糸奨励」[C13 4 86]所収。

的繭流通機構の状況は、大資本による支配確立への趨勢を明らかに示しつつも、なお未だ過渡的な様相を呈していたといえる。

なお、この調査には乾繭装置の名称が記載されていて、その性能の優劣をある程度判断できる。片倉の社史によると同社を中心とした乾繭技術の展開について、ほぼ次のような段階による展開を説明している。すなわち：

- 1 蒸殺後天日乾燥を行う方式。明治期以前。
- 2 土室式乾燥法——小型土室内に繭を並べたセイロを重ね、底から直接炭火により火熱殺蛹乾燥を行う方式。
- 3 大型土室式乾燥法——大量の乾燥処理のための方式。明治30年頃まで。
- 4 御法川式——同上の時期の国産乾燥機の発明。
- 5 林式——同上。
- 6 米国式——木材・野菜乾燥機の輸入応用。明治32年。多数の蒸気加熱管による熱風を扇風機によって室内に送り込む方式。温度の均衡、大規模化可能、火災の危険回避。
- 7 中原式——明治34年発明。
- 8 帯川式——大正初期？上下壁面に扇風機取り付け、気熱の流動をはかる方式。
- 9 三光式——壁面対称に扇風機取り付け、帯川式より高い気熱流動を謀る方式。
- 10 帯川三光式——前二者の権利侵害紛争の後の和解による共同改良方式。
- 11 気熱二段式——火熱式の気熱式への転換。大正15年改造。
- 12 大和式六段型・八段型——棚差式を自動輸送式に改良したもの。昭和元年実験。昭和5年八段型考案。片倉で全面採用²²⁾。

これは、片倉に限定された解説にすぎないという限界をもつが、今はこれを一応の手がかりとして行くことにしよう。

上記の農商務省調査資料によれば、1919年当時の岩手県では34種の乾繭装置が使用されているが、その普及状況は第3表の通りである。

見られるように、土室式が圧倒的多数を占めているということは、岩手地域への乾繭技術の波及のテンポの遅れを現しているといえる。また、県外資本による工場所属の乾繭装置では自社開発の改良型や比較的新型のものが採用されているのに対し、同系の購繭出張所に土室式が圧倒的といえるほど多いのは、それらのお出張所の開設の時期が古いこと、その設備の更新が遅れていることを現しているとも推定出来る。たとえば信州林組は片倉の仙台製糸所建設(1905年)に先立つ1904(明治37)年にすでに僅かな比重だが岩手・青森までを購繭地域に組み込んでおり、1910(明治43)年には同じ信州の丸一組が岩手から購繭を行っていることが知られている²³⁾。こうして見ると、県外製糸資本の進出がまず購繭人の出張、現地仲買人からの仕入れにはじまり、ついで出張所の開設、乾繭装置や貯蔵庫の設置、それから工場の進出へというステップを踏んで展開して来ていることをも示しているといえよう。だが、これら乾繭装置の設置時期を含めて個々の事例をさらに調査して見る必要がある。

つぎに繭貯蔵庫の分布状況は末尾付表の2に見る通りだが、それを集約すると第4表のようになる。ここでも、少数の大製糸資本の貯蔵庫が貯蔵能力と貯蔵実績ともに圧倒的優位を示しており、半数近くを占める地域の個人・会社資本は収容能力で $\frac{1}{3}$ 、実績で $\frac{1}{6}$ を占めているにすぎない。農業諸組織の比重が低いのはこの場合あるいみで当然としても、産業組合製糸が倉庫数・収容能力・実績とも極端に劣勢であることは、自己の組合員からの集繭が原料仕入の主軸であることを考慮したとしてもなお、経営としての自立性、金融力、養蚕農民との提携力の基盤の弱体を反映しているといわねばならない。

22) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』pp. 278-283参照。

23) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会1972 p. 409参照。

第3表 1919年岩手県乾繭装置の分類

型 式	使用装置数					計	型 式	使用装置数					計
	☆	★	○	▼	◇			☆	★	○	▼	◇	
土室式	24	12	—	135	15	186	鉄管式	1	—	—	—	—	1
焰管式	1	1	—	3	23	28	鈴木式	—	—	—	—	1	1
御法川式	—	4	3	10	9	26	野村式	—	—	—	1	—	1
中原式	—	5	—	17	4	26	堀内式	1	—	—	—	1	1
佐藤式	—	2	1	5	15	23	小野寺式	—	1	—	—	—	1
林 式	1	3	3	9	6	22	菅原式	—	—	—	1	—	1
国井式	4	—	—	1	—	5	多管式	—	1	—	—	—	1
山十式	4	—	—	1	—	5	片倉式	1	—	—	—	—	1
尾沢式	4	—	—	—	—	4	花櫃式	—	—	—	1	—	1
伊彦式	—	1	—	2	—	3	田辺式	—	—	—	1	—	1
火熱式	—	3	—	—	—	3	本多式	—	—	1	—	—	1
米国式	2	—	—	—	—	2	川崎式	—	—	—	—	1	1
帯川式	2	—	—	—	—	2	柴田式	—	—	—	—	1	1
気熱式	—	2	—	—	—	2	三光式	—	—	—	—	—	—
奥州式	—	—	2	—	—	2	帯川三光式	—	—	—	—	—	—
皆川式	—	—	—	2	—	2	気熱二段式	—	—	—	—	—	—
小島式	—	—	2	—	—	2	ナシ・不明	4	—	—	5	—	9
西ヶ原式	—	—	2	—	—	2							
御法川多管式	—	2	—	—	—	2	計	49	37	14	193	76	369

備考：分類符号は末尾の「乾繭装置一覧表」に付したものと同一。
同上資料により作成。

この表でとくに問題となるのは、この時期の銀行業による繭貯蔵庫の所有と実際の貯蔵活動の展開である。これらの銀行の所有または借り入れによる繭貯蔵庫が、その収容能力で県全体の15%強、貯蔵実績で20%に達していることは注目に値する。とくに一関所在の盛岡銀行支店・旧岩手銀行支店の貯蔵庫が収容能力の1.3倍から2倍の繭を貯蔵していることは、何らかの異常事態をさえ想定させるものがある。これらは単なる貸倉庫営業なのか、積極的購繭活動への進出なのか、あるいは貸付の担保としての保有なのか、現時点では不明である。調査時期が1920(大正9)年恐慌直前で、しかも第3図で見たような繭価格暴騰の時期に当たることを考慮するならば、これらは不良貸付として顕在化する寸前の貸付担保、ないしは潜在的過剰商品の存在形態のひとつと見ることも出来る。いずれにせよ、激動する世界景気の下での銀行のこのよう

第4表 岩手県における経営形態別の繭貯蔵庫設置状況(1919年)

分 類 (符号)	貯蔵庫数	収容石数	1919年貯繭石数(石)
1 県外製糸資本・同出張所(☆)	7(12.96%)	20,000(47.11%)	16,800(58.15%)
2 県内製糸資本・同出張所(★)	22(40.74%)	12,310(29.00%)	4,820(16.68%)
3 産業組合・同出張所(○)	7(12.96%)	2,900(6.83%)	1,187(4.11%)
4 問屋・乾繭業者(▼)	1(1.85%)	100(0.24%)	—(0.00%)
5 銀行(▽)	15(27.78%)	6,750(15.90%)	5,694(19.71%)
6 養蚕組合・農会・乾繭組合(◇)	2(3.70%)	390(0.92%)	390(1.35%)
計	54(100.00%)	42,450(100.00%)	28,891(100.00%)

備考：()内符号は末尾の「繭貯蔵庫一覧」に付したものと同一。
同上資料により作成。

な営業実態は、その存立を揺さぶる危険な投機的営業姿勢といえるのではなからうか。蚕糸金融と流通との関連を追究する手がかりとしてさらに検討を進める必要がある。

蚕糸金融についての全面的究明は他日を期するほかないが、ここでは取りあえず当時のいくつかの銀行の動向を簡単に見ておこう。ここに登場している花巻・盛岡・八十八・岩手 [旧]・宮古の5銀行のうち、たとえば八十八銀行は、生糸および繭の県内最大の集散地のひとつ一関を本拠に、生糸金融を軸として順調に伸長し、1897(明治30)年に株式銀行への改組を機に50万円に増資した後、穀物・海産物をも対象とすべく支店・出張所を設けて業務拡大を続けて来た老舗であった²⁴⁾。しかし、1904(明治37)頃から滞り貸しが巨額にのぼり、折からの不況と凶作にあおられて整理が渋滞し、1912(大正元)年取付を受けて営業を停止した経歴をもっている。その理由は「生糸産業金融の失敗」²⁵⁾というが、詳細はわからない。結果は整理に失敗して県外資産家の所有に帰した²⁶⁾。また、花巻銀行は、近郊の硫黄鉱山や温泉場への融資や米穀市場への金融と並んで一関を凌駕する繭集散地として繭取り引きへの融資にも従事していたと見られる。1915(大正4)年に一時休業し、減資して再建途上にあった²⁷⁾。宮古銀行は水産業・林業への融資を軸とした地域地主・資産家層による銀行で、1913(大正2)創立と新しいが、宮古港は当時用材・木炭に次いで多額の繭の移出港となっており、当然購繭資金融資も重要な営業分野となっていたと思われる²⁸⁾。盛岡・旧岩手の両行は盛岡の地方財閥を基盤とする有力銀行で、比較的安定した営業を行っており、それぞれ合併増資を進めつつあった。

第I次世界大戦期には、全体的な景気の高揚と繭価格の昂騰に支えられて金融活動も急激に拡大したが、1915-1920(大正4-9)年の間にとりわけ商品担保貸付と信用貸付が岩手県全体で10倍以上の伸びを示している²⁹⁾点が注目される。こうした投機的金融の一端に繭・生糸が組み込まれていたことは容易に推定出来る。たとえば戦後恐慌に際して、盛銀行が1920(大正9)年に減資を行っているが、その理由のひとつに立根社への貸付金の回収不能があったことが記述されている³⁰⁾。銀行の繭貯蔵庫所有がこうした投機的金融に関わるものであったとの推定も、このような状況から十分に可能となる。

この時期のもう一つの資料として、1920(大正9)年における繭の県外移出の状況を見よう。鉄道による繭の移出状況は第5表のようになる。花巻・一関・盛岡・前沢・北福岡の順で主要な繭集散地が形成されていたことが読み取れる。ほかに繭の港湾からの移出10,277石³¹⁾がある。繭1石8貫という換算比率を仮に採用して換算してみると鉄道による移出よりはるかに多いことがわかる。そしてこのことと、付表に見られる三陸沿岸地域への県外業者の乾繭装置の一定の集中状況とが対応していることも了解できる。

これら移出量を加えてみると、この年の全生産量846,200貫のほぼ16%弱を占めるに過ぎない。また前出の乾繭装置による繭の取扱実績(1919年度)と比較しても13.8%前後となる。このことは、地域内での繭の生産的消費が圧倒的に多いことを示している。しかし他面では、県内消費の過半が進出大製糸資本業の市場のための商品化の進展であることと考え合わせるならば、

24) 『岩手殖産銀行25年史』岩手銀行 1961 pp. 102-105参照。

25) 同上書, p. 205。

26) 同上書, pp. 207-214参照。

27) 同上書, pp. 218-221参照。

28) 同上書, pp. 178-179および岩手県統計書 1920による。

29) 『岩手殖産銀行25年史』p. 234参照。

30) 同上書, p. 227参照。

31) 岩手県統計書 1920による。

第5表 繭・生糸の県外移出状況(1920)

繭		生糸		繭		生糸			
駅名	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)	駅名	数量(貫)	価額(円)	数量(貫)	価額(円)
盛岡	8,428	627,886	7,830	626,400	厨川	—	—	—	—
仙北町	820	79,200	—	—	滝沢	—	—	—	—
矢巾	—	—	—	—	好摩	—	—	—	—
日詰	300	25,500	—	—	川口	—	—	—	—
石鳥谷	—	—	—	—	沼宮内	378	17,010	—	—
花巻	14,597	1,094,775	—	—	奥中山	—	—	—	—
黒沢尻	316	17,280	—	—	小繋	—	—	—	—
金ヶ崎	25	1,500	—	—	小鳥谷	—	—	—	—
水沢	653	48,975	—	—	一戸	870	69,600	400	36,000
前沢	5,380	332,800	—	—	北福岡	3,710	278,250	5,380	484,200
平泉	—	—	—	—	金田一	75	5,625	—	—
一関	12,285	614,250	21,920	2,192,000					
花泉	1,404	98,280	—	—	計	49,301	3,301,031	35,530	3,338,600

備考：岩手県統計書 1920による。

岩手地域が、なお過渡的な段階とはいえ、次第に独占支配にのみこまれつつあることを示しているといえよう。

2. 第II次世界大戦後の岩手蚕糸業と繭の流通機構

第I次世界大戦後の恐慌は、輸出生糸の価格暴落、およびそれを反映した繭価格の暴落という形で、岩手県内の蚕糸業に甚大な影響をもたらした。製糸工場数は1917(大正6)年の42(内足踏み6)から1921(大正10)年の33(内足踏み2)に減少した³²⁾だけでなく、尾沢製糸が片倉製糸に吸収合併されたほか、天民社・七折・大原などの老舗の破綻と山十の工場増設、産業組合製糸の破綻と新設各1といった交替が含まれている。さらに、1922-1923(大正10-11)年に繭価格が再上昇したがつづく関東大震災の打撃もあって暴落し、以後第3回でみたように小刻みな急騰・急落を繰り返しながら世界大恐慌の惨落につながって行く。まさに激動の時期である。

第6表は、こうした激変と混乱の局面である大震災が岩手県の製糸諸企業に及ぼした損害の大きさを具体的に示していると同時に、当時の輸出生糸の流通ルートおよびそれに付随していると思われる金融ルートをも明示している。すなわち、尾沢組-原合名、山十組-神栄商事という大輸出商館資本間との間の一元的取り引き関係³³⁾が確立しているのに比して、産業組合系の企業も、その他の地域小企業も、比較的小規模で複数の売り込み問屋³⁴⁾との取り引き関係に

32) 農商務省『全国製糸工場調査表』(第8次および第9次)参照。

33) 片倉についていえば、1919(大正8)年の株式会社化に際しての発起人に原富太郎の名がある(『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』p. 54参照)。またのちの山十組の倒産と再編に際して、安田銀行とともに神栄株式会社が主軸的役割を果たしたことは、後にも見る通りである。

34) 原合名会社〈横浜生糸貿易概況〉大正8年度(『横浜市史』資料篇11所収)の「各商館生糸輸出及比較表」に掲載されている輸出商(日本商社14社、外国商社14社)には、上表の問屋のうち原合名・神栄の2社しか含まれていない。他は「売り込み商」に分類される。なお同表によれば、1919年度には三井物産・横浜生糸・原の3社で生糸総輸出量の56.9%を郊めており、原単独では16.4%で第3位、神栄は0.06%で第27位となっている。

第6表 岩手県製糸業の関東大震災による被害一覧

工場名	問屋名	焼失又は紛失生糸数量			計
		問屋委託中	引渡生糸・未精算	輸送中	
尾沢組盛岡	原合名会社	342.000	324.000	—	666,000
岩手組製糸(株)	渡辺文七商店	361.564	350.256	—	711,820
同	(株)木村商店	163.468	—	—	163,468
岩手県生糸販売組合	同	254.420	83.740	—	338,160
同	渡辺文七商店	—	97.020	—	97,020
山千組一関神栄(株)	横浜支店	625.500	486.000	162.000	1,273.500
同山目	同	409.500	162.000	81.000	652.500
(資)金恵製糸場	(株)木村商店	324.000	—	27.000	351.000
津谷川製糸場	渡辺文七商店	443.450	42.490	—	485.940
陸光館上山	(名)岩倉商店	233.005	—	—	233.005
黄金社	井上定吉商店	263.730	—	35.240	298.970
生出製糸場	(名)岩倉商店	35.030	—	—	35.030
同	中沢五三郎商店	52.070	—	—	52.070
二又製糸(株)	(名)岩倉商店	53.590	17.550	—	71.140
同	中沢五三郎商店	69.200	—	—	69.200
猪川製糸場	渡辺文七商店	178.280	—	15.840	194.120
岩泉製糸場	(名)岩倉商店	293.000	—	—	293.000
福岡製糸場	数野賢吉商店	400.500	—	—	400.500
計14工場		4,502.307	1,563.056	321.080	6,386.443

備考：岩手県庁文書庫資料「大正12勸業製糸奨励」[C12 6 5 104] 所収資料による。

とどまっておき、価格や取引引き条件、さらには融資条件の面での大資本との格差の存在が推定出来る。本稿の主題との関連でいえば、このルートが産業組合製糸や県内の中小の個人・会社製糸の経営資金、とくに購繭資金の調達の上で度のような役割を果たしたかを究明することにある。しかし金融状況の詳細は今は一切明かではないので、今後の究明の手がかりとしてこの表を掲げるとどめる。

さてこの時期は、乾繭装置の奨励の継続とともに、繭市場創設の奨励補助、養蚕組合の設置への補助などの県の施策が新たに実施され、政策誘導によって繭流通機構に注目すべき変化をもたらすことになる。

まず養蚕組合については、「養蚕業の改良発達を図る為町村に養蚕組合を設置せしめ其の事業費に対し奨励金を交付」することと「養蚕組合聯合会には専任技術員を設置せしめ其の経費に補助」³⁵⁾を与える目的で1922(大正11)年度から1943(昭和18)年度まで20年余りの長期にわたって実施した補助金政策がある。その内容は第7表に見られる通りである。養蚕組合聯合会への人件費補助が含まれていることを考慮すれば、町村組合の新設は1922-28年に集中しているといつてよく、この間少なくとも800余りの養蚕組合がこれによって新設されたことになる。

そこで、なぜこの時期に設立が集中的に促進されたのかが問題となろう。すでに第1・2図で見たように、1920(大正9)年の恐慌以後、短期的ではあるが養蚕戸数と集繭量の顕著な減少傾向が現れている。それは必然の結果であったとはいえ、製糸大資本や行政機関にとっては危機的現象として受け止められたものといえる。また、片倉などでは1923(大正12)年頃までには「特約取

35) 『岩手県の蚕糸業』1929 p. 64

第7表 養蚕組合設立状況

年度	補助額	設立組合数	年度	補助額	設立組合数
1922	5,000円	141	1934	200円	?
1923	7,000	132	1935	400	?
1924	14,500	128	1936	400	?
1925	7,000	162	1937	400	?
1926	5,000	130	1938	400	?
1927	5,000	110	1940	320	?
1928	4,000	?	1941	320	?
1929	1,500	?	1942	690	?
1930	1,180	?	1943	320	?
1931	750	?			
1932	400	?	累計	54,980	803+ α
1933	200	?			

備考：大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 p.64による。

のような目的を掲げ、主体的にその実現を目指して来たものとしてすでに産業組合、とりわけ産業組合製糸の活動があったはずである。そうだとすれば養蚕組合の普及拡大は、その当事者たちの意図はどうあれ、客観的には産業組合を通しての養蚕部門と製糸部門との有機的結合に基づく発展と分断され、社会的勢力としてはどちらも弱体化され、最終的に資本の支配に屈する一里塚とならざるをえない。産業組合製糸が第I次世界大戦中に拡大したとはいえ、他方では恐慌で一部破綻するなど、決定的力に成長しなかったことが、結集を困難にし、他方、危機に投げられた補助金の好餌に養蚕農民は飛びつかざるをえなかったといえる。

養蚕組合奨励とほぼ平行して、1925(大正14)年に「繭取引市場取締規則」と「繭売買業者取締規則」が県令として同時に公布された³⁷⁾。これは、繭の「公正取引」を目指したもので、その条文によると前者は、乾繭設備を持ち、取り引きへの公開立ち会いで数量・価格の虚偽を防ぎ、市場への監督を強化するための規定を含んでおり、後者は、「繭鑑識の素養経験」をもち、予約売買・価格協定・買い止め・一方的破約・夜間の取り引き・代金支払遅延などを行わないこと、取り引きを記録することなどを義務づけている。そしていずれも繭売買に知事の免許を必要とし、常に携行・提示できるようにすることになった。このような施策は、悪質な仲買人などの横行に対する取り締まりとして一定の有効性を発揮したものと思われるが、他方、零細商人を排除し、流通機構を組織化して、大資本のための地盤を整備するステップともなった。

市場の設置は、乾繭装置補助金の大幅増額と市場設置者への集中によって促進され、14箇所には達した。その一覧は第8表に見られる通りである。その多くには、前に見た乾繭装置の中でも最新式と見られる帯川三光式など、しかも従来の数倍の処理能力を持つ装置が備えられており、さらにわずかながら産業組合による市場開設も含まれていて、公正・民主の流通機構実現に期待を抱かせるものがあったが、事実はその通りには進行しなかった。

1927(昭和2)年の内務部長通牒「繭市場利用ニ関スル件」³⁸⁾によれば、市場利用の促進策として市場経営者を召集して打ち合わせを行い、出荷奨励補助金交付に次のような条件と方策を「指示」している。すなわち、

り引き」を「方針トシテ奨励スルコト」³⁶⁾になっており、その基礎条件である養蚕組合の普及には強い関心を示していたといえる。そのいみでは資本の利害になった方向であった。しかし他方、養蚕農民にとっても、中間商人の横暴に対抗し、共同で品質・技術の向上や価格の適正化を実現したいとの願望に沿う限りでは、魅力的な方向であったといえよう。けれども、そ

36) 松村『戦間期日本蚕糸業史研究』p. 194。

37) 『岩手県の蚕糸業』1929 付録に全文所収。

38) 岩手県庁書庫資料「昭和2農務 蚕糸業」[C13 4 8 86] 所収。

第8表 岩手県繭市場一覧(1929現在)

市場名	所在地	代表者又は所有者	乾繭装置	台数	一昼夜能力
盛岡繭市場株式会社	盛岡・志家	白岩 久治	帯川三光特3号	1	2,000 [㍊]
株式会社花巻繭市場	花巻	梅津善次郎	帝国式・角田式	2	2,000
水沢生繭乾燥株式会社	水沢	郷右近東五郎	今村式3号	1	2,000
株式会社一関繭市場	一関	三神 裕	林式(汽熱)	2	2,000
東磐物産株式会社	千厩	熊谷 喜造	帯川三光特2・3号	2	2,000
藤沢繭市場	藤沢	小野 守衛	甲信式	1	750
大槌物産市場株式会社	大槌	駒林孫之助	今村式3号	1	2,000
宮古物産市場株式会社	宮古	山田 庄助	帯川三光1号	1	1,000
株式会社二戸繭市場	福岡	国分 喜一	今村式3号・三光1号	2	2,000
株式会社高田交友館	高田	伊東 弥助	今村式1号	1	2,000
○上閉伊繭糸市場(組合)	遠野	村上 練治	帯川三光2・3号, 国井式	4	2,000
○宮守繭市場	宮守	照井 愛助	帯川三光4号	1	300
○軽米繭市場	軽米	川村 羊助	帯川三光1号	1	300

備考：○印は産業組合、他は株式会社。

岩手県庁文書庫資料「昭和2 農務蚕糸業」[C11 7 3 125] 所収資料、および大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』pp.115-116による。

1. 交付条件

- (イ) 養蚕組合が150貫以上共同出荷すること
- (ロ) 繭運搬容器を設備し、生産者に貸し付けること
- (ハ) 1日の最多出荷者(30貫以上)に賞を出すこと
- (ニ) 1日の最高値段出荷者(10貫以上)に白・黄繭それぞれ賞を出すこと
- (ホ) 1日の最高値段を迅速に関係市町村に通知すること
- (ヘ) その他出荷奨励上適当な施設を講ずること

以上の全部または3項目以上実行すること

2. 県のとるべき方策

- (イ) 市場取り引き奨励に関し通牒する
- (ロ) 市場と付近町村養蚕組合長との会合により出荷奨励に関し協調をはかる

3. 繭市場自体による改善

- (イ) 養蚕者への農蚕具・蚕種・桑苗などの斡旋
- (ロ) 取り引き期間以外の市場建物利用による増収
- (ハ) 養蚕業者の集会などへの施設開放
- (ニ) 養蚕家への接触と利用の勧誘
- (ホ) 地方売買業者との連絡協調
- (ヘ) 金融その他の便宜による顧客の優遇
- (ト) 有力な買い手の招致
- (チ) 蚕種製造・冷蔵業者との提携

4. 将来の方策

- (イ) 経営組織を産業組合に改めしむること
- (ロ) 倉庫業を兼営せしむること

ここには養蚕組合への出荷奨励、市場の産業組合への転換目標、などの方針に見る限りでは、産業組合製糸を軸とする地域蚕糸業の総体的編成の強化を目指しているかにも見えるが、他方、蚕種・桑苗斡旋や金融手段による優遇や不断の養蚕家との接触と利用の勧誘など、上述の売買業者に対する予約売買の禁止とも抵触する行為を奨励しており、加えて有力な買い手との結び

つきを促進している点からいえば、大資本による繭市場支配戦略に追随しつつ、その傘下に組み込まれる方向に対して無防備であったといわねばならない。

また、このように見てくると、「繭売買業者取締規則」で製糸業者が「自己の営業工場……ニ於イテ繭ノ売買」をなす場合を適用除外としており、そのいみでは「特約取り引き」ははじめから治外法権的扱いとなっていたのではないかと疑われて来る。

産業組合製糸の側からみれば、結局自らの生産能力の飛躍的拡大と養蚕家に対する豊富な資金供給力とを持たない限り、繭市場制度のもとで「特約取り引き」に対抗しつつ農民を結集することは至難の業であったといえよう。産業組合製糸自体が度重なる恐慌にあえいでおり、そうした状況に対して産業組合製糸の設備・技術・生産規模の強化や資金力の充実を積極的に支えて行こうとするような行政の施策は、一貫して欠落していた。

第9表 繭取引成績表(1928年度)

	購繭者数(人)						取引量(貫)			取引価額(円)			
	春繭		夏秋繭		計		春繭	夏秋繭	計	春繭	夏秋繭	計	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外							計
盛岡	17	1	14	2	31	3	34	9,122	4,460	13,582	51,254	24,137	75,391
花巻	7	3			7	3	10	3,096		3,096	20,168		20,168
水沢	5	3			5	3	8	4,255		4,255	[23,530]		[23,530]
一関	8	1	7	1	15	2	17	5,400	2,533	7,933	[32,400]	[15,198]	[47,598]
千厩													
高田	1	5			1	5	6	14,711		14,711	84,484		84,484
遠野	7	10			7	10	17	7,525		7,525	[136,338]		[136,338]
大槌	4	4			4	4	8	4,635		4,635	25,323		25,323
宮古	7	5	5	1	12	6	18	10,104	321	10,425	55,648	1,633	57,281
福岡	9	11	5	8	14	19	33	32,889	6,486	39,375	193,696	29,149	222,845
計	65	43	31	12	96	55	151	91,737	13,800	105,537	[622,841]	70,117	[692,958]

備考：1貫目平均約6円前後なので、記載のない部分 [] は仮に6円を乗じて計算した。岩手県庁文書庫資料「大正14勸業製糸奨励」[C12 7 8 82] 所収資料による。

第10表 繭売買免許者数調べ(1928)

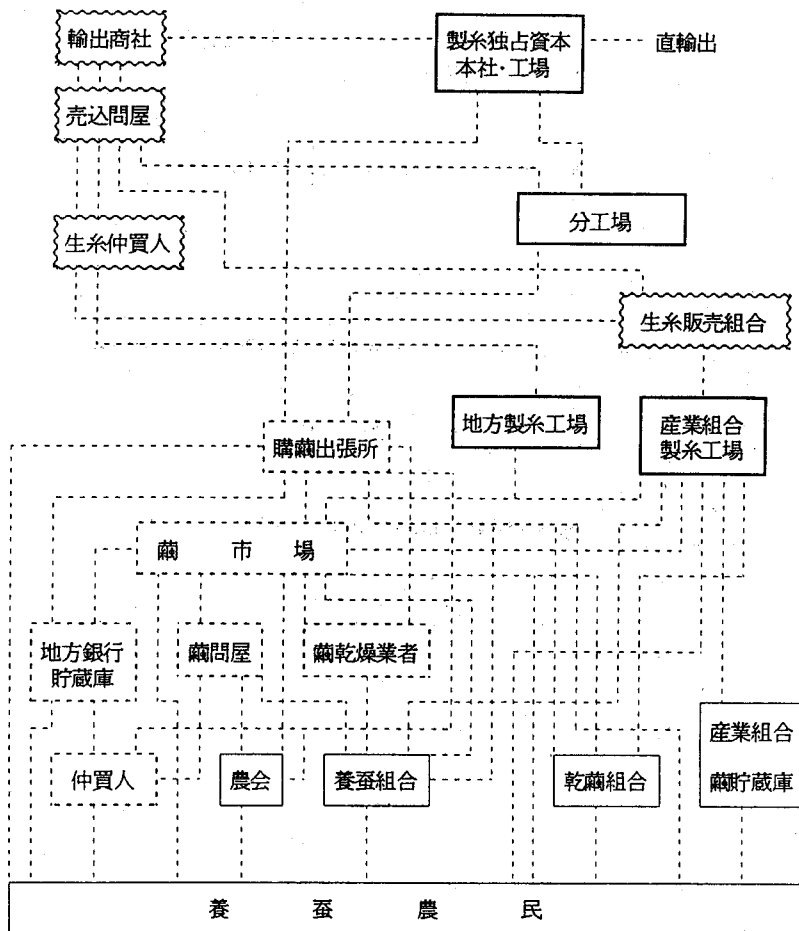
郡市名	免許者数	府県名	免許者数
盛岡市	79	長野	562
岩手郡	34	宮城	258
紫波郡	37	福島	124
稗貫郡	103	青森	40
和賀郡	50	茨城	36
胆沢郡	141	山梨	35
江刺郡	80	埼玉	32
西磐井郡	159	群馬	22
東磐井郡	497	愛知	18
気仙郡	153	滋賀	16
上閉伊郡	66	千葉	10
下閉伊郡	89	岐阜	9
九戸郡	32	福井	8
二戸郡	58	その他	40
県内計	1,578	県外計	1,210
合計			2,788

備考：大日本蚕糸会岩手支会「岩手県の蚕糸業」1929 pp.116-117による。

これら繭市場の営業状況の一端を示す1924年度の東磐物産株式会社、一関繭市場の「第1回営業報告書」がある。それによれば、その「主ナル販売先」は前者が「片倉組、林組、岡谷製糸、小口組、山十組」などの信州資本と「北村浪造、伊藤作兵衛、千田房志、菊池修治郎、岩手組」の岩手勢、後者は「信州佐久社、依田社、工藤善助[信州]」となっており、対抗関係を含みながら結局は大資本の流通機構の整備・合理化に奉仕する方向が推進されることになったといえる。

さらに、1928(昭和3)年度の繭市場取扱量の報告を見ると第9表のようになっている。この年の岩手県の繭産額は103万貫弱なので、約10%強が市場を通過したことになるに過ぎない。この事実は、このような市場の統合化政策によっても、原料繭の流通機構がただちに整理・単一化されたわけではないことを示している。

第4図 蚕糸業の戦間期1910—1920年代の構造略図



さらに、1928(昭和3)年現在の繭売買免許者数の内訳を見ると、第10表のようになっている。ここでは取繭量の比重までは把握できないが、信州系と宮城・福島(いずれも片倉の支配がすでに決定的になっている)の流通業者の圧倒的比重が窺える。前節でみた乾繭装置数369と対比しても、繭仲買人の裾野の広がり依然としてきわめて大きいといわねばならない。

さて、これまでの2つの時期の繭流通機構を中心とした蚕糸業の構造図を製糸部門と生糸流通を含めて描いてみると、およそ第4図のようになろう。後出の第6・7図と比較してその変化の特徴を整理するのに役立つであろう。

3. 1927・1929恐慌と岩手の繭流通機構の再編

— 県是製糸と「特約奨励」—

1929(昭和4)年の世界大恐慌とそれに続く深刻な不況、とりわけその過程を覆う農業恐慌と、それに追い討ちをかけた冷害・凶作とが、岩手の蚕糸業とそれをとり巻く経済構造全体にどれ

ほどの打撃と変化をもたらしたかを描きつくすことは困難である。製糸業においては、山十製糸の破綻が最大の事件であった。1929(昭和4)年度の山十の債務総額は4千万円を超えているが、一関工場の繭担保の支払手形が25万円余、無担保信用貸が15万円、計約40万円に上っており、そのうち37万円が盛岡銀行、2万円が三陸銀行からの借り入れとなっている。ほかに本社経由の生糸売り込み問屋からの購繭資金借り入れと生糸荷為替立替金の借り入れが加わる。山十製糸は1931(昭和6)年操業停止して翌年破産宣告を受け、昭栄製糸が抵当工場を債権者安田銀行から賃借する形で引き受け、やがてそれを買い取って自立営業に入った³⁹⁾。しかし盛岡銀行は破綻し、第九十・旧岩手の3銀行合併問題へともつれ込むことになった⁴⁰⁾。1930(昭和5)年の生糸生産価額は、生糸価格の激落によって激減している。繭価格の暴落はそれを上回るものであった。ところがその間に、岩手県内の製糸工場数はむしろ1927(昭和2)年の18から26へと増加した。その一覧は第11表に見る通りである。生糸産高も僅かな落ち込みの後増加に転じている⁴¹⁾。前掲第1・2図に見る養蚕戸数・収繭量も、それに対応した増加を示している。この矛盾とも見える現象は、片倉製糸と県の癒着による県是製糸の設立、それに対抗する産業組合製糸の拡大強化、県行政による県是製糸支援の蚕業奨励政策、といった対立的展開を追究することによってはじめて理解することが出来よう。

そこでここでは、繭の流通機構の再編をめぐる独占資本と産業組合との直接的な対抗と、前者の制圧という側面に問題を限定し、それに関わる限りで両者の動向と行政の対応を追って見ることにした。

さて、岩手県は製糸株式会社は、1929(昭和4)年1月早々から県首脳部の密議からはじまり、4月に構想が発表されたもので、6月10日発起人会を開催し、資本金300万円、片倉と地元財界の折半出資、片倉は盛岡工場を現物出資、県も200株購入、片倉に経営委託、といういわば「第三セクター方式」⁴²⁾で10月に創立された⁴³⁾。設立の趣旨を「資本家の独占的企業は時勢と相容れず」「製糸業の如きも組合製糸の発達を図る」のが当然と唱いながら、100万貫を超える産繭を消化するためには「製糸資本家と生産者〔養蚕農民〕との資本の合同化」による製糸事業が「最良」⁴⁴⁾という強引な論理で進められた政策であった。しかし、これはたんに片倉を県是という公的名称に塗り替えたにすぎず、しかもその大義名分によって公的資金や地元財界の出資を引き出して片倉資本を補強し、さらに蚕糸業に関する諸政策を事実上片倉の意志にしたがって遂行させる態勢の確立であった。そうした絶大な利益を引き出すために、県是製糸設立は、片倉の金で県係官や蚕糸関係者を長野に招致して片倉の事業を視察させ、県是推進の世論を煽るなど、片倉の主導で進められた節がある。設立時の役員の顔ぶれには、片倉・県のほかは養蚕農民ではなく繭問屋、個人製糸家、地方銀行役員などがあった⁴⁵⁾。

ところで、ほぼ同じ時期の書類である「特約養蚕組合奨励事項並産繭取引法」⁴⁶⁾は、1929(昭和4)年11月に開催された岩手県蚕業技術員打ち合わせ会に提出された「繭ノ正量取引ニ関スル

39) 『昭栄製糸株式会社20年誌』pp. 5-8 および海野「山十製糸株式会社の経営」pp. 83-98参照。

40) 合併問題の難航と岩手殖産銀行の創立などの経過は、『岩手殖産銀行25年史』、新岩手日報編『昭和県政覚書』下 新岩手社 1949参照。

41) 岩手県統計書による。

42) 内川永一朗『物語 岩手の農協変遷史』岩手県農協中央会 1987 p. 154。

43) 新岩手日報編『昭和県政覚書』下 新岩手社 1949 pp. 117-123参照。

44) 知事挨拶、岩手県蚕糸振興協議会『岩手県蚕糸業史』同会 1980 p. 186参照。

45) 『昭和県政覚書』下 p. 120参照。なお、詳細は別稿で改めて取り上げたい。

46) 岩手県庁文書庫資料「昭和4 農務 蚕糸業」[C11 1 7 107] 所収、謄写刷り。

第11表 岩手県製糸工場一覽(1930)

企業組織	所在地	工場名	所有者又は代表者	設備釜数	使用釜数	設備緒数	使用繭	輸出	生糸生産地造	計
個人	紫波・赤石村	赤誠社製糸所	赤沢多兵衛	100	50	400	1,050	117	—	117
同	稗貫・花巻町	三田製糸所	三田 勇治	20	20	100	4,500	—	500	500
同	大迫町	沼田製糸所	沼田 嘉助	20	20	80	6,000	—	580	580
同	西磐・一関町	高橋製糸所	高橋 良蔵	10	10	40	3,600	—	360	360
同	同	阿部庄製糸所	阿部 庄作	15	15	60	3,500	—	360	360
同	同	高円製糸所	高橋 円蔵	20	20	80	6,000	—	600	600
同	東磐・小梨村	黄金社製糸所	伊藤千代治	56	56	224	15,300	1,596	40	1,636
同	折壁村	陸光館上山製糸所	伊藤 伊七	62	62	248	8,000	800	—	800
同	門崎村	横石製糸所	馬場 政七	200	200	800	66,197	6,755	65	6,820
同	気仙・盛町	佐々木製糸所	佐々木福七	20	20	80	6,300	720	—	720
同	下閉・茂市村	野崎製糸所	野崎 磯弥	15	15	55	918	—	103	103
小計		11		538	488	2,167	121,365	9,988	2,608	12,596
合資	稗貫・外川目	七折製糸合資会社	村田源之助	51	31	204	6,000	—	580	580
同	西磐・中里村	合資会社磐井製糸場	小野寺竹蔵	40	30	160	6,888	—	594	594
小計		2		91	61	364	12,888	—	1,174	1,174
株式	盛岡市	県是製糸株式会社	今井 五介	308	308	1,613	133,000	16,000	—	16,000
同	西磐・山目村	昭栄製糸一関工場	藤田 秀雄	1,240	1,240	5,478	46,500	4,464	—	4,464
同	気仙・高田町	県是製糸高田工場	今井 五介	250	250	5,810	65,110	5,899	47	5,946
小計		3		1,798	1,798	12,901	244,610	26,363	47	26,410
産組	稗貫・花巻町	岩手県蚕糸販売組合三益社	梅津善次郎	287	287	1,245	95,000	9,540	—	9,540
同	大迫町	岩手県繭糸聯大迫工場	佐々木保五郎	50	50	200	13,863	1,360	56	1,416
同	胆沢・前沢町	前沢生糸販売組合	鈴木 惣助	70	70	350	13,172	1,300	65	1,365
同	気仙・世田米	大股信購利販組合	遠藤 民吉	52	40	208	3,849	375	40	415
同	同	竹ノ原生糸販売組合	紺野源八郎	40	40	160	8,105	725	36	761
同	同	中沢信販利組合	水野益左衛門	50	40	200	4,418	570	25	595
同	矢作村	矢作信販利組合	菅野 与七	60	60	240	8,000	800	88	888
同	同	生出信販利組合	佐々木謙六	42	42	168	3,000	320	—	320
同	上有住	坂本製糸販利組合	佐々木常治	42	42	168	4,700	549	—	549
同	下閉・岩泉町	岩泉製糸信購利販組合	佐々木保五郎	66	66	264	29,015	2,763	320	3,083
小計		10		759	737	3,203	183,122	18,302	630	18,932
合計		26		3,186	3,084	18,635	561,985	54,653	4,459	59,112

備考：農林省 第12次「全国製糸工場調査表」(1930)による。

件」協議のための原案である。この資料は「当社ハ蚕糸業ノ向上改善ヲ図ランガ為メ特約養蚕組合ト提携シ共存共栄ノ実ヲ挙グ可ク生繭ノ公正取引ヲ行フモノトス」との書き出しで、

1. 養蚕組合を部落単位とし、20戸以上、産繭額春季300貫、秋期200貫以上とする
2. 養蚕組合確立と振興を図るため次の奨励方法を講ずる
 - イ 蚕業取締所、蚕業試験場その他の関係奨励機関との連絡を保持し、改良の実を挙げる
 - ロ 養蚕組合は当社の派遣または同意する蚕業技術員を備聘して原料繭の統一改善を図る
 - ハ 桑園の改良
 - (1) 春秋各種蚕専用桑園の設置
 - (2) 当社指定の肥料反当20円以上の施行
 - (3) その他当社並びに県の指導方針に基づく改良
 - ニ 蚕品種の統一——当社指定または同意の蚕種飼育
 - ホ 飼育並びに上簇の改良
 - (1) 掃立時期の早期化と一定化
 - (2) 共同稚蚕委託飼育——経費節減と蚕作安定のため
 - (3) 飼育法の統一——当社指定の飼育法に準拠すること
 - (4) 上簇の改良——上簇改良委員若干名の組合毎設置
 - ヘ 取繭並びに選繭の改良——選繭委員の設置など
 - ト 奨励金交付並びに表彰
 - (1) 当社指定事項遵守、且つ上繭全量供繭組合に対する奨励金交付
 - (2) 成績顕著な組合員の表彰

チ 養蚕資金の融通並びに必需品の購入斡旋

- (1) 蚕種掃立量基準の低利養蚕資金融通することあり
- (2) 桑苗・肥料・蚕具・燃料その他必要物資の購入斡旋

を打ち出し、さらに「取引法」として、

1. 鑑定法

(イ) 個人別鑑定法

- (1) 上簇審査——上簇の状況の2回以上審査による3段階の格づけ
- (2) 肉眼審査——各荷口よりサンプル採取による肉眼審査に基づく8階級格づけ
- (3) 調整審査——各荷口よりサンプル採取による選除繭の有無に基づく加点・減点
- (4) 格づけ決定——優等(100点以上)・松甲・松乙・竹甲・竹乙・梅甲・梅乙・等外(39点以下)

(ロ) 組合別鑑定法——個人別審査終了後の県官立ち会いによる県是の審査

- (1) 供試繭採取方法
- (2) 繰糸方法
- (3) 試験繰立ち会い
- (4) 採点法

糸量点
解舒点
調整点 } (略)

1. 価格の決定

* 掛け目算出 横浜生糸市場最優秀糸価の総平均-工賃÷100斤

* 掛け目×平均糸量(対生繭100匁)=生繭1貫匁平均単価

これを基準に組合の得点に応じ繭価決定

* 各組合員の生繭に対し得点に応じ繭価算出

3. 代金の支払

- (1) 予想相場のおよそ8割相当金額の内渡し
- (2) 価格決定後精算払い
- (3) 組合代表者への支払を原則

を掲げている。ここに県是製糸を通した製糸大資本による繭市場支配の意図が、県行政の繭流通機構統合政策と云う形をとって公然と打ち出されて行く過程が窺える。

こうした地域行政ぐるみの資本の戦略が、どのような効果をもたらしたかを示す一例として、重茂村南重茂養蚕組合規約⁴⁷⁾を挙げる事が出来る。そこに唱われた事業は、

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 優良品種の選択、掃き立て蚕種の統一 | 11 桑園の緑肥栽培 |
| 2 蚕種の共同購入・共同貯蔵・共同催青 | 12 家畜の飼養 |
| 3 稚蚕共同飼育 | 13 桑園の病害・凍害の予防駆除 |
| 4 稚蚕用共同桑園設置 | 14 肥料・蚕具その他物品の共同購入 |
| 5 養蚕技術者聘傭 | 15 基本財産の造成 |
| 6 養蚕法の改良 | 16 貯金の実行 |
| 7 蚕病の予防と駆除 | 17 調節及び共済の処置 |
| 8 繭の共同販売 | 18 講習・講話会の開催 |
| 9 桑種の品種改良 | 19 その他必要事項 |
| 10 老廃桑園の改植 | |

となっており、先の県是製糸(=片倉)の方針が行政措置によって見事に養蚕組合の「自主的」機能にまで移し込まれているのがわかる。いうまでもなく、それは繭糸聯を組織的・行政的に排除して養蚕部門全体を囲い込んで行こうとする戦略をも含んでいた。これらの事業のひとつひとつに対して県はきめ細かに零細な補助金を散布することで着実に県是=片倉の資本支配を貫徹させて行く先兵の役割を果たしたといえよう⁴⁸⁾。

47) 岩手県庁文書庫資料「昭和6 農務 蚕糸業」[C10 2 2 103] 所収資料。

48) 同上文書その他に所収の各種補助金申請書・実施報告を参照。

同じ時期に県は「岩手県蚕業奨励5ヶ年計画」⁴⁹⁾を発表しているが、この計画は、5ヶ年で産繭額を100余万貫500万円から200万貫1,000万円に倍増するとの目標のもとに、桑園反別・養蚕戸数・収繭額の増加と桑園改良を目指すとしている。注目すべきは、その「実行方法」の一項目に、

- 「県是製糸株式会社ノ活動ヲ促シ左ノ事項ヲ行ハシム
- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| (イ) 適当ナル方部ニ分工場ノ設置 | (ウ) 最新式理想的ノ繭正量取引 |
| (ロ) 養蚕組合ノ設置網ヲ完成シ
連絡ヲ確保セシム | (ト) 本県奨励蚕種ノ配布 |
| (ハ) 養蚕資金ノ低利簡便融通 | (チ) 養蚕業者ニ利益配当 |
| (ニ) 物資の安価供給 | (リ) 其他必要ナル養蚕奨励事項 |
| (ホ) 養蚕教師ノ派遣 | (ス) 繭市場、繭売買業者ト協調
セシム |

と唱っており、単に上述の動向と共通しているというだけでなく、県政の名において県是＝片倉に蚕糸業全般にわたる主導権を委ねていること、とりわけ養蚕組合網の完成自体をその任務としていることが無視できない基本姿勢といわねばならない。それは、少なくとも併存している他の製糸経営の存続を認めず、その存立の原料基盤である養蚕業を画一的・全面的に県是＝片倉の傘下に置こうとする高圧的政策であった。県内各個人・会社製糸がこれに追隨して行った中で、産業組合製糸が猛然と反発を示したのは、当然のことであったといえる。また県行政機構の内部でも産業組合育成を進めてきた勸業課と、片倉に追隨する農務課との間の矛盾・対立という形にもなって顕在化した⁵⁰⁾。

1929(昭和4)年6月22日、花巻温泉で岩泉・坂本・生出・矢作・竹原・中沢・三益社の7組合製糸の代表が会合して声明を発表し、「本県における組合製糸の実績」を強調した上で「養蚕家の」自主的産繭処理機関としての使命」の遂行と「県是製糸の独占的企業に対抗し牽制する」⁵¹⁾姿勢を明確にした。そこで岩手県製糸共販組合聯合会の設立を意図し、1929(昭和4)年7月25日に設立総会をもったが、岩手県繭糸販売組合聯合会として設立認可をえたのは翌1930(昭和5)年4月8日であった⁵²⁾。

「定款」第1条には「本会ハ所属組合ノ委託ヲ受ケ其売却スル繭生糸又ハ其ノ副産物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販売スルヲ以テ目的トス」と謳われており⁵³⁾、発足時の役員一覧が組合製糸以外の産業組合の結集状況の一端を見せている。

組合長	(有)岩泉生糸信購販組合長	佐々木保五郎	(有)円子信購販利組合長	坂本 勝三
理事	(有)岩手県蚕糸販利組合 三益社理事	梅津 善次郎	(有)斗米信購販組合長	米沢 繁
	(有)世田米信購販利組合長	山内 喜左衛門	(有)坂本生糸販売組合長	村上 萬蔵

49) 岩手県庁文書庫資料「昭和4 農務 蚕糸業」[C11 1 7 107] 所収、謄写刷り。大日本蚕糸会岩手支会『岩手県の蚕糸業』1929 付録に全文所収。

50) 『昭和県政覚書』下 pp. 123-124参照。

51) 同上書、p. 125による。また岩手県庁文書庫資料「昭和7 商水 岩手県繭糸販売組合聯合会書類」[C10 3 4 173] 所収の繭糸聯「第1年度事業報告」には「昭和4年3月9日突如県農務課ヨリ県下養蚕家ノ利益擁護ヲ標榜シテ片倉製糸株式会社ヲ招致シテ県是製糸株式会社設立スルノ案公表セラレタル時恰モ県下産業組合役員協議会開催中ナリシガ満場一致ヲ以テ県ノ政策ハ営利主義ヲ基調トセズ農家副業タル養蚕業ノ安定ハ組合製糸ノ発達ニ俟ツベキモノト思惟スルヲ以テ生産者本位ノ組合主義ニ依ルベキヲ決議セリ」と経緯を述べている。

52) 岩手県庁文書庫資料「昭和7 商水 岩手県繭糸販売組合聯合会書類」[C10 3 4 173] 所収の繭糸聯「第1年度事業報告」には「幾多ノ反対誤解ノ為メ認可遅延シ」と記されている。また内川『物語 岩手の農協変遷史』p. 156によれば「岩手県は容易に認可しようとはしなかった」と述べ、県是の「創立よりも一足早く設立総会を開いた県繭糸聯は8ヶ月ぶりに正式に認知された」と記している。

53) 岩手県庁文書庫資料「昭和7 商水 岩手県繭糸販売組合聯合会書類」[C10 3 4 173] 所収資料による。

(有)大迫信購販利組合長	高橋 繁造	(有)宰郷信購販組合長	佐々木休次郎
(有)矢作信購販利組合長	菅野 与七	(有)小山田村信購販組合長	菊池 厚一
(有)刈屋信購販利組合長	小山田栄次郎	(有)中内村信購販利組合長	千田 稲城
(有)御成婚記念摺沢 信購販組合長	佐藤 正吉	(有)玉里村信購販利組合長	菊池 和太郎

常務となった板倉晴一は群馬県の組合製糸群馬社の沼田工場長であった⁵⁴⁾が、この人事に全国組織の強力な支援の姿勢が窺われる。

発足直後の1930(昭和5)年における製糸工場の状況はすでに第11表で示した通りである。県是製糸は、真っ先に産業組合製糸の中心地帯である気仙郡の一角に、しかも最新式20緒どりおよび30緒どり多条繰糸機250釜を据えた工場を新設している。これは、当初1箇所30万円の建設資金のうち半額は地元出資の条件で東磐井郡千厩町と下閉伊郡宮古町に工場新設を予定していたのが、気仙郡の製糸家を中心に誘致の株募集が進み⁵⁵⁾、「率先して6千株を所有した高田町の工場誘致に依り」⁵⁶⁾たもので、まだ2工場にすぎず、また昭栄製糸は山十の破綻後その抵当工場を賃貸して操業を継続するという異常事態にあった⁵⁷⁾ので、両社ともフル操業状態にはなかったとはいえ、産業組合製糸は、岩手県内の総釜数の23.8%、緒数の17.2%、輸出用生糸生産の33.5%、使用繭量の32.6%という比重を保持している。しかし、県内製糸工場による繭の使用高はこの年の収繭量の半分にとどまってお⁵⁸⁾り、産業組合製糸にとっては養蚕農民との結束による大資本との対抗という目的に照らしてなおきわめて不満足な状況といわねばならなかった。

折悪しく、「本年度ニ於ケル生糸相場ノ暴落ハ繭価未曾有ノ暴落トナリ数年来ノ不況ニ加テ此ノ打撃ニ依リ養蚕家ハ益々疲弊困憊セリ此ノ繭価暴落時ニ際シ所属組合ノ活動ニヨリ最低繭価ヲ保証市価ノ維持ヲナシ繭買人ヲ牽制養蚕家ノ利益ヲ擁護セル効果拵ゲテ数フベカラズ且ツ組合製糸ニ対シテモ例年ニナキ借繭アリ斯克联合会ハ比較的幸先ヨキ出糞ヲナスヲ得タルガ今後其ノ使命ノ重要ナルニ鑑ミ一層施設ヲ充実シテ其ノ機能ノ發揮ニ努メムトス」⁵⁹⁾という結果となった。

この「一層施設ヲ充実」するための決断が直営工場の新設であった。上来の背景事情からすれば、それは製糸業の発展自体が目的であるというよりは、養蚕農民の窮状の救済と県是製糸の養蚕業への専一的支配に対する抵抗として自らが繭の有力な販売市場となることが主目的ともいえるような決断であった。工場敷地坪数10,080坪、建物31棟2,995坪、S O式20緒取り多条繰糸機304台という規模⁶⁰⁾は、県是盛岡(厨川)工場のそれぞれ7,105坪、2,691坪⁶¹⁾、304釜(1928年当時)⁶²⁾をわずかながら凌駕する規模であり、そこにも対抗意識が読み取れる。

54) 『昭和県政覚書』下 1949 pp. 127参照。ただし、大島栄子「1920年代における組合製糸の高格糸生産」《歴史学研究》486 1980 p. 46注によれば、群馬社は「養蚕農民の利益を代表していない〈半官業製糸〉であった」という。

55) 『昭和県政覚書』下 p. 122参照。ここに登場する気仙選出の県議員菅野伊太郎は個人製糸中立社(元立根社1902創立)の所有者であり、大正初期に廃業後は、繭乾燥業者として一覧表に名を連ねている。したがって、正確には「製糸家」ではなく、繭仲買人の利害を代表しての誘致運動と見るべきであろう。

56) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』pp. 157-158。

57) 『昭栄製糸株式会社20年誌』pp. 8-23参照。

58) 1930年収繭量1,107,955貫。岩手県統計書参照。

59) 岩手県庁文書庫資料「昭和7 商水 岩手県繭糸販売組合联合会書類」[C10 3 4 173] 所収資料による。

60) 同上資料による。

61) 岩手県庁文書庫資料「昭和8 農務 製糸業取締」[C10 1 6 136] 所収資料による。

62) 『岩手県の蚕糸業』p. 112。

しかし、この対抗関係の一方の極である産業組合製糸について見るならば、その経営を支える資金事情はきわめて困難な状況にあった。すなわち、出資金は6万7千円に過ぎなかったにも拘らず、盛岡の新工場建設に際して、工場敷地建物に25万円を投じ、さらに供繭仮渡金39万円、事業資金6万円、計70万円という巨額の資金を必要とした。そのうち産業組合中央金庫から25万円を借りだしたが、その条件は新設工場をそのまま担保に入れるというやや強引なものであったという⁶³⁾。県はそれを事実上承認し、産業組合中央金庫に援助要請も行っている。1931(昭和6)年11月、農林省は知事に通牒を発し、事業資金のほとんど全部を借入金によるのは不相当として詳細調査を命じ、また県のこの態度を追及している⁶⁴⁾。結局、経理のずさんさと虚偽記載も発覚して繭糸聯は知事宛の「顛末書」を提出して事実上の詫言を入れ、低利資金への借り替えに県の保証をえるという形でひとまず落ち着いた模様である⁶⁵⁾。こうした経緯にあって、県は自己の対応への弁解もあって、少なくとも農林省に対して繭糸聯を消極的にであれ擁護する姿勢をもっていただと見られる。むしろ、苛烈な追及を行った農林省の背後に片倉らの思惑と力が働いていたと推定させるものがある。

ともあれ、経営は数年間は順調に進んだかに見えた。その概要は第12表の通りである。だが、不況時に養蚕農民のために繭を高値で引き取るといったエピソード⁶⁶⁾に象徴される経営ぶりには、結果として巨額の負債を累積させて行ったものと見られる。

第12表 岩手繭糸聯の事業概要

年次	組員数	払込済出資金	積立金	剰余金	購買額	借入金	販売額
昭4年度	23	5,650円	—円	—円	—円	—円	—円
5	29	6,850	4,000	4,911	—	343,000	—
6	132	25,800	110	36,891	—	717,411	646,414
7	109	24,400	37,006	44,236	—	696,357	28,134
8	120	42,500	80,104	13,019	60,203	1,156,580	478,886
9	125	54,600	4	16,901	92,855	1,358,681	852,557
10	127	65,800	15,411	30,629	78,726	1,432,104	1,053,451
11	133	78,422	38,796	16,124	70,975	1,312,745	1,117,891
12	116	83,153	52,142	—	37,960	1,434,355	971,109

備考：内川永一朗『物語岩手の農協変遷史』岩手県農協中央会1987 p.159による。

繭糸聯にとって、岩手農蚕会社(1917設立、国分謙吉社長)もまた、蚕種販売を主とした企業であるため、製糸資本とは直接に利害が相反しており、県是製糸設立に強力で反対した支援勢力のひとつであった⁶⁷⁾。蚕種の有力な提供者である同社の養蚕農民に対する影響力はかなり大きかったと見ることが出来るので、「特約取り引き」に十分対抗出来る品種保証・技術指導・桑園改良指導などの組み合わせによる購繭活動も可能であった。しかし、県是=片倉資本はそこに楔を打ち込んだ。たとえば、「社長の国分謙吉を中心とする農政社の事業に片倉が10万円の資金を出し朝鮮牛を購入、県是製糸に供繭する養蚕実行組合に貸付け」⁶⁸⁾たという事実が知られてい

63) 『昭和県政覚書』下 p. 122参照。

64) 岩手県庁文書庫資料「昭和7 商水 岩手県繭糸販売組合聯合会書類」[C10 3 4 173] 所収資料による。

65) 同上文書所収資料による。しかし、1935(昭和10)年に問題は再燃し、農林省の会計検査の結果県信聯幹部とともに繭糸聯副会長・常務・主事らの退任という処分が下されたという(『昭和県政覚書』下 pp. 129-132参照)。この事情については別の機会に取り上げたい。

66) 『昭和県政覚書』下 p. 128参照。

67) 同上書, pp. 124-125参照。

68) 同上書, p. 129。

第13表 岩手県産業組合製糸事業状況(1937)

組 合 名	組合員数 人	出資金 (払込済) 円	準備・ 積立 円	繰越金 円	本年度 損益 円	繰糸設備 多条 釜	生糸 製造 貫	区内 上繭産額 貫	組合員 繭産額 貫	供繭 貫	組合員 産額比 %
前沢生糸販売組合	437	22,199	-	△19,725	△15,572	-	80	35,972	11,810	-	-
岩泉生糸信購利販組合	974	35,383	64,130	-	-	-	66	2,603	53,371	31,300	20,519 66
矢作信販購利組合	156	7,163	9,002	314	885	-	60	521	4,026	4,026	100
中沢信購生販組合	145	6,800	673	-	△16	-	50	-	94,654	3,380	-
大股信購利販組合	99	2,648	5,761	-	△21	-	42	-	128,695	2,185	-
生出信販購利組合	97	3,535	-	△9,483	3	-	42	-	12,076	3,745	-
坂本製糸販利組合	50	5,710	-	-	-	-	42	125	11,586	1,773	1,250 71
盛製糸販購利組合	118	2,348	4,425	-	281	-	20	417	18,638	5,270	2,990 57
岩手県繭糸販購利 組合聯合会	133	78,422	38,797	189	15,936	304	46	16,599	(777,695)	(313,021)	132,658 42 (52)
計	2,209	164,208	122,788	△28,705	1,505	304	448	20,265	777,695	313,201	161,443 67

備考：農林省蚕糸局『産業組合製糸ニ関スル調査』1938参照。岩手県繭糸聯の区域は県一円なので、各繭産額欄の括弧内数値は重複を含み合計と一致する。△はマイナス。

る。ここでも、こうした利益誘導が、産業組合の結束と支持の基盤を徐々に掘り崩し、孤立化させて行くことになった。

さらに県是=片倉は、この間1931(昭和6)年に千厩工場(多条機240台)、1933(昭和8)には福岡工場(多条機200台)を新設し⁶⁹⁾、4工場で1,766釜、20万貫の繭を購入して6万5千貫の生糸を生産し、45万円の利潤を挙げる独占的地位を築き上げた⁷⁰⁾。こうした体制に対応して、1940(昭和15)年までには盛岡工場所属の繭取扱所を一関・川井・宮古に、また高田工場所属の繭取扱所を大槌・盛に、それぞれ設立⁷¹⁾して購繭体制を強化している。それらがいつ設置されたかは不明だが、おそらく県是製糸時代のことであろう。こうして産業組合製糸は追い込まれて行くことになる。

産業組合製糸の末期段階における実態を示すいくつかの数値がある。それを第13表に示した。それによると、9組合10工場のうち4工場はすでに操業休止状態にあり、したがって、組合員による上繭生産高が全県の40.2%を超える比重を確保しているにも拘らずその52%しか消化しえず、産業組合製糸への供繭量は県産出高の20.1%にとどまっている。しかも操業中のものも含め3工場は施設の借り入れによる操業という、まことに不本意な成績のまま、一部に累積欠損金、また67万円余の過渡金を抱えて苦渋をなめる実状であった。翌1938(昭和13)年の調査⁷²⁾では、産業組合製糸は3工場を残すにすぎず、同年ついに県是製糸によって買収され、繭糸聯盛岡工場は県是製糸盛岡工場となった⁷³⁾。とはいえ、矢作・坂本・岩泉などの産業組合製糸は、66-100%という高い供繭率を最後まで保持し、その結束力の強さを示した。また、岩泉・盛両製糸は、繭糸聯買収後も単独の操業を続け、抵抗精神を発揮した⁷⁴⁾。

ところで、昭栄製糸は、山十製糸の原料地盤を継承したとはいえ、逆に末期の繭代金不払い

69) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』pp. 158-159参照。なお岩手県庁文書庫資料「昭和4 農務 蚕糸業」[C11 1 7 107]には「県是福岡分工場建設嘆願書」が収録されているが、その筆頭署名者は県是の取締役で66町歩地主であり、ほかに地主・商人層が多く名を連ねている。

70) 農林省蚕糸局『製糸会社ニ関スル調査』1934；1935参照。

71) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』p. 256参照。

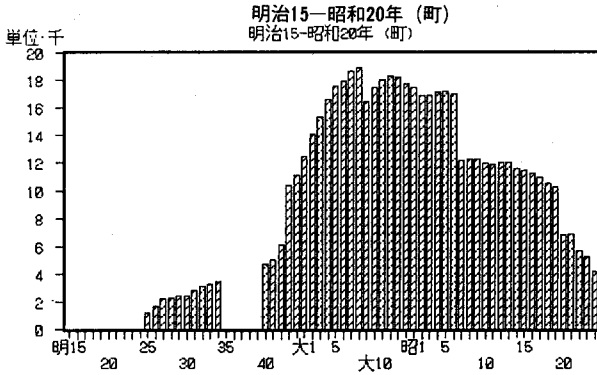
72) 農林省蚕糸局『産業組合製糸ニ関スル調査』1938参照。

73) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』年表参照。

74) 農林省蚕糸局『産業組合製糸ニ関スル調査』1937；1938、岩手県庁文書庫資料「昭和14 統計 労働統計」[C8 7 2 25] 参照。

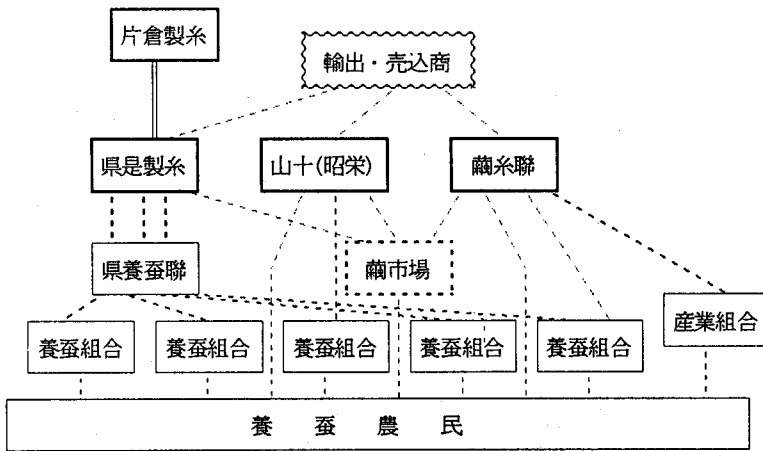
や仲買人らへの借金などが災いとなって優良地盤をかなり喪失したものと見られる。したがって、設立初期には「一関工場が岩手県にありながら宮城、福島、茨城、神奈川の4県に……進出した」など、「原料地盤の拡充及数量の獲得に難渋をきわめた」という。その方法は「市場外取引が主体で一部に特約取引」という状況で、県是=片倉に比しての立ち後れは覆うべくもなかった⁷⁵⁾。しかし、次第に契約対象を拡大し、1936(昭和11)年までには社全体として「所要原料の90%以上の特約組合が組織された」⁷⁶⁾という。ただし、その間県是=片倉や県行政機関との間にどんな対抗や協定が行われたのかについての記述は欠落している。

第5図 岩手県桑園面積の推移



備考：岩手県統計書により作成。

第6図 1930年代の繭流通機構の再編



こうして、1930年代は、世界大恐慌の打撃がたんに製糸業の独占資本的再編を迫っただけでなく、地方繭市場の壊滅に近い動揺を通して養蚕業そのものに及んだことが際だった特徴であったといえる。この時期の流通機構の再編の帰結は、ほぼ第6図のように整理される。世界大

このような製糸部門の激しい対抗と再編の過程が、大局的には生糸輸出市場の縮小の中で行われた点に、養蚕農民の悲劇的状況があった。すでに昭和初年からの養蚕戸数の漸減傾向があり、収繭量も1933(昭和8)年をピークとした減少が一時期を除き押しとどめ難くなっていることが前掲の第1・2図から読み取れる。ここでは1934(昭和9)年の大凶作を契機とした桑園面積の急減を確かめるために第5図を見て置こう。大正期を通じた奨励政策による桑園の急角

の増大と、この激減とが対蹠的である。1932(昭和7)年以降県は政府の助成により「桑園の整理改植事業」を実施し、さらに1934(昭和9)年からは「桑園の混作事業」に反当7円の助成を行う措置を取っており⁷⁷⁾、これが事実上の「転作」奨励となったことがわかる。

75) 『昭栄製糸株式会社20年誌』1951 pp. 182-183参照。

76) 同上書, p. 185。なお, 同書 pp. 186-190に, 県是=片倉と類似の内容を盛り込んだ同社の「特約組合規定」, 「繭予約取引規定」, 「特約取引契約書」が収録されている。

77) 『岩手県養蚕業史』pp. 149-150; p. 394参照。

恐慌を背景とした大製糸資本主軸の激しい再編の動向のもとで、大資本の地方行政機構ぐるみの「特約取り引き」強化への傾斜と産業組合製糸の反独占の理念に支えられた組織力による養蚕農民との結束への努力とが火花を散らしてぶつかり合う中で、個人や会社組織による中小・零細製糸経営と繭市場およびその周辺の仲買商人たちは次第に排除され、存立基盤を急速に失って行くことになったといえよう。繭市場はすでに事実上その過渡的役割を終えてこの構図から消えつつあるといえる。そして繭糸聯の本丸も落城し、同様にこの図から消え去る運命となった。

むすび——戦時統制と繭流通機構の崩壊——

こうして、繭糸聯征服の達成により、県是製糸＝片倉は昭栄を除き岩手全域を支配し、原料地盤もほぼ完全に手中に収めたことになる。そのうえで、1940(昭和15)年、片倉は、名目的にも県是製糸を事実上の吸収合併によってわが物とし、まさに「10年の歳月を経て宿願を達成した」⁷⁸⁾こととなった。

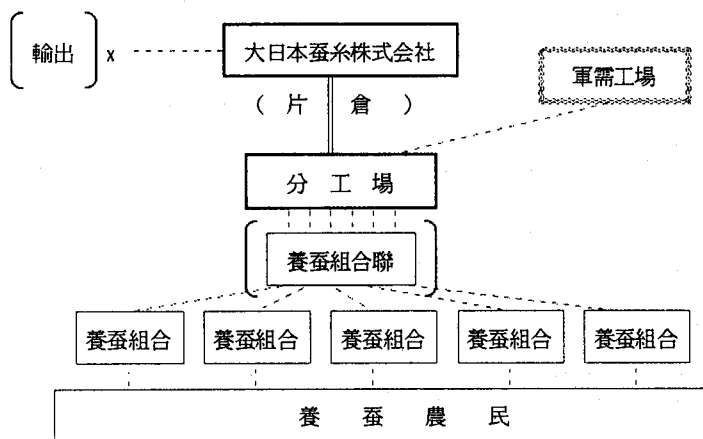
しかし、時あたかも、アメリカにおけるナイロンの工業化の進展と、1939(昭和14)年7月29日のアメリカによる日米通商航海条約廃棄通告により生糸の対米輸出が途絶したことが決定的打撃となって製糸業界を襲った。

全国製糸業組合联合会と全国産業組合製糸組合联合会の共同による「企業整備」が1936(昭和11)年より実施され、1941(昭和16)年の蚕糸業統制法の制定により、蚕種供給・購繭・製糸・生糸販売・副蚕糸処理販売にいたるまでが大日本蚕糸統制株式会社に統合されて、価格統制のもとにおかれた。さらに1943(昭和18)年の国策会社日本蚕糸製造株式会社が創設された。片倉は第1次(1941年2月)7工場、第2次(同年11月)8工場を閉鎖した。21製糸所をはじめとする51ヶ所の設備を賃貸する形をとった。岩手の福岡・高田両工場がそれに含まれた。その他の設備は朝鮮の工場を除き軍需工場への転換ないし賃貸を行った。千厩工場は陸軍被服廠に賃貸しされて軍需

物資保管庫となり、盛岡工場は岩手鉄工所に現物出資される形で切り離され、20ミリ機銃弾などの軍需品生産工場となった⁷⁹⁾。昭栄製糸の場合も一関工場をはじめ全工場を同社に引き継いだ⁸⁰⁾。

片倉・昭栄各社は主要工場を譲渡して、残余施設を軍需工場などに転換させることになった。しかし、片倉・昭栄らは、その株主および重役として引き続きそ

第7図 1940年代の繭流通機構の統制



78) 『物語 岩手の農協変遷史』 p. 237.

79) 『片倉工業株式会社三十年誌』 pp. 56-59および pp. 68-69, 『岩手県蚕糸業史』 p. 194参照。

80) 『昭栄製糸株式会社20年誌』 pp. 65-70参照。

の経営に当たり、とくに片倉は社長として君臨することになった。

この段階の繭流通機構を軸とする構造は第7図のようになる。

これは、1910年代初頭以来製糸大資本と行政機構がほぼ一体となって推進してきた原料地盤支配のある意味での完成の姿であると同時に、その同じ支配機構がもたらしたファシズムと対外侵略への傾斜によって、生糸輸出の途絶を招き、蚕糸業全体の縮小・挫折にいたった姿であつて、いわば国家独占資本主義の自己破綻というべき帰結であつたといえよう。

(1994.4.1.)

付表1 岩手県乾繭装置一覧(1919年)

I. 製造業者の工場所属の乾繭装置

所在地	所有者	装置	台数	収容石数	1昼夜乾燥能力	使用期間	生繭	乾繭石数半乾	殺蛹	計	分類	
盛岡市 下厨川	尾沢 琢郎	帯川式	1	99	495	40	5,000	337	—	5,337	☆	
	同	尾沢式	1	30	90	40	1,980	—	—	1,980	☆	
	同	鉄管式	1	21	42	40	500	—	—	500	☆	
稗貫郡 外川目村 大迫町	同	米国式	1	72	72	40	170	—	—	170	☆	
	村田 良蔵	汽熱式	1	25	50	30	450	—	—	450	★	
	岩亀 半蔵	同	1	18	36	25	280	—	—	280	★	
	後藤 忠治	佐藤式	1	4	8	25	190	30	—	220	★	
西磐井郡一関・下町 山目村竹山	同	土室式	1	1	2	—	—	—	—	—	★	
	宮川金太郎	伊彦式	1	4	12	16	250	—	—	250	★	
	山口重太郎	山十式	3	120	420	90	—	—	—	—	☆	
	同	帯川式	1	264	1,056	30	15,190	6,980	—	22,170	☆	
東磐井郡大原町 折壁村	同	米国式	1	60	240	40	—	—	—	—	☆	
	中里村	小野寺竹蔵	小野寺式	1	10	30	20	240	60	—	300	★
	佐伯源八郎	佐藤式	1	7	14	30	800	—	500	1,300	★	
	折壁村	折壁製糸綽	中原式	2	4	8	90	500	—	—	500	★
小梨村	同	御法川式	3	10・8・5	40・24・16	90	500	—	—	500	★	
	同	土室式	3	2	6	90	500	—	—	500	★	
	伊藤千代治	中原式	1	8	24	50	700	—	—	700	★	
	小梨村	伊藤千代治	中原式	1	8	24	50	700	—	—	700	★
大津保村	津谷川信彌販組合	奥州式	2	10	30	90	450	150	600	1,200	○	
	黄海村	熊谷甚太郎	林式	1	20	40	60	300	—	300	★	
薄衣村	伊藤 長蔵	同	1	15	45	40	170	70	80	320	○	
	朝日亀十郎	火熱式	1	12	36	20	150	150	—	300	★	
	同	同	1	15	45	60	2,000	—	1,000	3,000	★	
	熊谷 百松	同	1	10	30	50	200	—	200	400	★	
摺沢村	天 民 社	御法川多管式	1	8	24	30	2,000	—	2,000	4,000	★	
	同	同	1	12	36	30	2,000	—	2,000	4,000	★	
興田村	伊東荘治郎	林式	1	8	16	30	300	—	—	300	★	
	同	中原式	1	2	4	30	300	—	—	300	★	
	伊東政十郎	同	1	6	12	10	120	—	—	120	★	
気仙郡 世田米村	滝本 宮道	御法川式	1	10	30	15	—	—	150	150	○	
	菊地 貞治	小島式	2	5	15	30	350	—	—	350	○	
	菊地勇三郎	本多式	1	4	8	15	48	—	—	48	○	
	猪川村	佐藤守之進	中原式	1	3	12	15	200	—	—	200	○
矢作村	同	佐藤式	1	2	6	15	—	—	—	—	○	
	生出生販組合	御法川式	1	3	12	30	120	180	—	300	○	
	二又製糸綽	同	1	8	16	30	150	150	—	300	★	
上閉伊郡遠野町	三浦半兵衛	多管式	1	4	12	30	170	—	—	170	★	
	達曾部村	多田 重助	土室式	1	1	3	25	100	—	100	★	
下閉伊郡宮古・新町	岡田与五兵衛	焰管式	1	12	36	30	300	—	—	300	★	
	下町	大久保善助	土室式	1	3	6	30	80	—	80	★	
	下築地	佐々木卯之松	同	2	4	8	20	130	—	130	★	
	藤原	坂下 春京	同	1	3	6	18	50	20	70	★	
茂市・七日市	野崎 勝見	同	1	2	4	15	50	—	—	50	★	
	腹帯	巽岩 兔毛	同	1	2	4	15	30	—	30	★	
岩泉村	岩泉製糸工場	林式	1	8	16	35	500	—	—	500	○	
	二戸郡 福岡・下川原	福岡製糸場	西ヶ原式	2	20	40	30	1,000	—	1,000	○	
一戸町	一戸製糸場	林式	1	4	12	25	280	—	—	280	★	

II. 製造業者の出張所の乾繭装置

所在地	所有者	装置	台数	収容 石数	1昼夜乾 燥能力	使用 期間	生繭	乾繭石数 半乾	殺蛹	計	分類
盛岡市 仙北町	田口 百三(愛知)	国井式	3	50	100	35	—	—	4,000	4,000	☆
同	富国館(福島)	土室式	1	6	12	30	—	—	720	720	☆
稗貫郡 花巻・方十目	片倉兼太郎・	焙管式	1	24	48}	30	—	—	1,000	1,000	☆
同	同	堀内式	1	4	8}						☆
胆沢郡 水沢・横町	大平富平太(長野?)	土室式	1	6	12	24	—	—	800	800	☆
西磐井郡一関・上大槻	尾沢 琢郎	尾沢式	1	50	150	25	—	—	1,600	1,600	☆
南新町	小口金三郎(長野)	?	2	184	?	?	?	?	?	?	☆
東磐井郡千厩町	片倉兼太郎・	片倉式	1	4	12	20	—	—	400	400	☆
同	小口重太郎	山十式	1	20	40	30	1,600	—	—	1,600	☆
上閉伊郡大槌町	小口 善重(長野)	土室式	1	4	8	30	—	—	400	400	☆
同	中倉 太郎(長野)	同	1	3	6	20	—	—	200	200	☆
同	小口重太郎(山目)	同	1	3	6	20	—	—	120	120	☆
釜石町	尾沢 琢郎(長野)	尾沢式	1	5	15	24	—	300	—	300	☆
宮守村	神田 倉吉(福島)	土室式	1	2	4	20	—	—	140	140	☆
下閉伊郡宮古・横丁	小口重太郎	同	1	15	30	30	—	—	950	900	☆
保久田	石川製糸(山梨)	同	1	15	30	20	—	400	—	400	☆
新町	尾沢福太郎(長野)	同	1	5	10	21	—	—	550	550	☆
澤田	矢島組(山梨)	林式	1	16	32			使用せず			☆
同	同	土室式	1	2	4			同			☆
新町	片倉 浅蔵(長野)	同	1	5	10	30	—	380	—	380	☆
同	丸ト組(長野)	同	1	2	4	20	—	120	—	120	☆
同	片倉兼太郎	同	1	3	6	30	—	—	600	600	☆
本町	小口 善重(長野)	同	1	16	32	20	—	620	—	620	☆
同	同	同	1	3	6			使用せず			☆
向町	三竜社藤田善助(埼玉)	同	2	6	12	30	—	650	—	650	☆
中瀬	石川組三竜社	同	1	6	12	35	—	620	—	620	☆
刈屋村	小口重太郎	同	1	2	4	10	—	—	250	250	☆
川井村箱石	同	同	1	4	8	20	—	—	600	600	☆
岩泉村	片倉組	同	1	3	6	30	—	—	300	300	☆
同	山十組	同	1	3	6	31	—	—	300	300	☆
小川村	小口組	同	1	3	6	28	—	—	250	250	☆

III. 倉庫業者の乾繭装置 該当なし

IV. 繭市場又は繭問屋の乾繭装置

所在地	所有者	装置	台数	収容 石数	1昼夜乾 燥能力	使用 期間	生繭	乾繭石数 半乾	殺蛹	計	分類
盛岡市 川原町	吉田万太郎	土室式	1	4	8	60	200	—	—	200	▼
同	同	同	1	2	4	60	100	—	—	100	▼
同	同	御法川式	1	6	12	30	200	—	—	200	▼
茅町	宇夫方貞治	土室式	1	2	4	60	—	40	40	80	▼
穀町	野村源次郎	野村式	1	7.5	15	30	100	30	—	130	▼
材木町	村井初太郎	土室式	1	4	8	30	—	使用せず			▼
穀町	赤沢 太七	同	3	6	12	45	50	50	—	100	▼
十三日町	菊地五左衛門	同	1	6	12	24	—	—	600	600	▼
六日町	飯島 正吉	同	1	5	12	20	—	—	200	200	▼
大沢川原小路	同	林式	2	20	20	90	1,500	—	—	1,500	▼
肴町	鈴木多一郎	土室式	1	10	10	90	—	—	500	500	▼
新田町	村田 寅吉	同	1	6	12	50	—	—	140	140	▼
同	小幡美養吉	同	1	3	6	30	—	—	50	50	▼
仙北町	森 喜助	同	1	4	8	30	—	—	80	80	▼
鉈屋町	白岩 久治	同	1	6	12	40	—	—	100	100	▼
岩手郡 鞆石村	大久保千代松	林式	1	3	9	30	60	—	—	60	▼
巻堀村	村田 寅吉	土室式	1	3	6	20	—	—	40	40	▼
沼宮内町	柴田 清助	林式	1	4	4	15	40	—	—	40	▼
同	釜沢 政固	土室式	1	8	16	45	60	—	—	60	▼
紫波郡 日詰町	赤沢 太七	林式	1	4	12			使用せず			▼
同	木村政太郎	土室式	2	6	12			同			▼
同	猪原 徳蔵	同	2	30	60			同			▼
稗貫郡花巻川口町吹張	志村勢太郎	同	1	2	4	25	500	—	—	500	▼
同	同	中原式	1	6	18						▼
同 下町	佐藤 儀八	土室式	1	5	10	10	100	—	—	100	▼

同	同	佐々木 壯蔵	同	1	2	4	14	25	—	—	25	▼
同	同	菊地 勇助	同	1	2	4	15	20	—	—	20	▼
同	同	藤原 新平	同	1	4	8	20	—	200	—	200	▼
同	同	佐藤 礼助	同	1	2	4	30	—	120	—	120	▼
同	鍛冶町	金沢庄之助	同	1	5	10	15	—	200	—	200	▼
同	同	照井 子吉	同	1	3	6	30	160	—	—	160	▼
花巻町	四日町	佐藤 文助	同	1	1	2	15	20	30	—	50	▼
大迫町	川原町	浅沼 留蔵	佐藤式	1	4	8	20	130	—	—	130	▼
好地村	石鳥谷	関 庄三郎	御法川式	2	4	12	22	200	—	—	200	▼
同	同	同	土室式	1	1	2	—	—	—	—	—	▼
八幡村	永井勇次郎	佐藤式	1	6	12	15	140	—	—	—	140	▼
和賀郡黒沢尻町	折合	金原熊太郎	土室式	1	4	8	20	—	—	200	200	▼
同	同	小屋敷竹治	同	1	2.5	5	15	—	—	50	50	▼
同	同	阿部 兼松	同	1	2	4	15	—	—	100	100	▼
同	同	阿部 多助	同	1	2	4	15	—	—	60	60	▼
江釣子村	菅崎 一	同	1	1.5	3	10	—	—	—	50	50	▼
十二箇村	栗生沢真次	同	1	2	4	20	—	—	—	200	200	▼
胆沢郡水沢町	曲畑	菊地 熊吉	同	1	6	12	23	—	—	272	272	▼
同	横町	後藤 昌蔵	中原式	1	4	12	25	70	—	130	200	▼
同	同	同	土室式	1	1.8	3.6	—	—	—	—	—	▼
同	同	佐々木忠蔵	同	1	8	16	20	10	—	90	100	▼
同	大町	佐々木藤左衛門	中原式	1	12	36	22	100	600	—	700	▼
同	同	山形三五郎	土室式	1	16	32	20	80	—	1,000	1,080	▼
同	同	郷道更五郎	同	1	1	2	10	16	—	4	20	▼
白山村	大曲	及川清四郎	中原式	1	8	24	20	—	—	300	300	▼
前沢町	前沢	千葉 順吉	同	1	3	9	15	50	100	—	150	▼
同	三日町	佐藤亀一郎	同	1	6	12	20	300	—	400	700	▼
同	同	同	佐藤式	1	10	20	—	—	—	—	—	▼
同	同	三浦 真善	中原式	1	4	12	17	—	—	200	200	▼
同	七日町	木村 七平	土室式	1	10	20	11	—	—	200	200	▼
同	同	木村西之助	同	1	6	12	20	—	—	200	200	▼
同	同	千田彰一郎	同	2	8	16	20	—	—	200	200	▼
江刺郡岩谷堂町	六日町	及川吉右衛門	同	1	1.6	3.2	20	200	—	500	700	▼
同	館下	菊地長兵衛	中原式	1	4	12	23	100	—	500	600	▼
同	一日町	浅沼勝次郎	土室式	1	18	36	20	—	—	500	500	▼
同	横町	遠藤 藤吉	同	1	2	6	22	100	—	500	600	▼
同	一日町	佐藤 勝吉	同	1	4	8	23	70	—	—	70	▼
同	川原町	佐々木喜平	同	1	8	16	20	200	—	—	200	▼
上閉伊郡遠野町	同	金沢 広吉	国井式	1	12	24	30	250	—	250	500	▼
同	同	浅沼作太郎	土室式	1	6	12	25	—	—	70	70	▼
同	同	千葉 利八	同	1	3	6	25	26	—	—	26	▼
大槌町	同	金崎 久三	同	1	10	20	30	80	—	400	480	▼
同	同	菊地平太郎	同	1	3	6	15	80	—	—	80	▼
栗橋村	同	栗沢 亀蔵	同	1	7	14	20	30	20	—	50	▼
同	同	佐藤 福蔵	同	1	4	8	20	—	50	—	50	▼
同	同	菊地 新作	同	1	2	4	18	—	—	25	25	▼
小友村	同	佐々木民蔵	同	1	1	2	21	—	—	25	25	▼
金沢村	同	兼沢福次郎	中原式	1	3	9	15	—	—	250	250	▼
鷓住居村	同	沼賀忠四郎	土室式	1	2	4	20	—	120	—	120	▼
下閉伊郡宮古町	里田町	吉万岩城重助	同	1	3	6	25	—	150	—	150	▼
同	新町	澤田二郎(山梨)	同	1	2	4	20	—	80	—	80	☆
同	田町	伊藤辰五郎	同	1	2	4	15	50	—	—	50	▼
同	向町	金沢 長助	同	1	1	2	10	—	50	—	50	▼
同	同	熊谷安太郎	林式	1	3	9	—	—	—	—	—	▼
田野畑村	同	熊谷 音吉	土室式	1	2	4	15	—	20	—	20	▼
同	同	菊地 清六	同	1	2	4	14	—	15	—	15	▼
岩泉村	同	八重樫金十郎	御法川式	1	6	18	10	40	80	—	120	▼
茂市村	同	野崎 勝彦	土室式	1	2	4	15	45	—	—	45	▼
同	同	襦岩 兎毛	同	1	2	4	16	—	30	—	30	★
川井村	同	因幡関太郎	同	1	2	4	15	10	—	—	10	▼
同	同	向口勘十郎	同	1	1	2	10	6	—	—	6	▼
同	同	向口 松助	同	1	1	2	12	6	—	—	6	▼
同	同	佐々木常弥	同	1	1	2	10	30	—	—	30	▼
宮古町	向町	北沢六右衛門	同	1	2	4	25	—	—	35	35	▼
同	同	前田千次郎	同	1	1	2	—	—	—	—	—	▼
同	同	藤原 倉松	同	1	1	1	10	—	10	—	10	▼
同	同	三浦 惣七	同	1	1	2	20	—	20	—	20	▼
同	同	三浦 惣蔵	同	1	1	2	6	—	6	—	6	▼
同	同	小笠原源太郎	同	1	1	2	5	—	5	—	5	▼

	同 下町	山本熊五郎	同	1	1	2	15	—	15	—	15	▼
	同 新川町	田中 テツ	同	1	1	2	5	—	5	—	5	▼
	同	坂下兼次郎	同	1	1	2			使用せず			▼
	同 旧館	川上万之助	同	1	1	2	15	—	—	15	15	▼
	鯉ヶ崎町	中島権兵衛	同	1	1	2	15	10	—	—	10	▼
	刈屋村下刈屋	百万中屋敷石松	同	1	2	3	15	—	150	—	150	▼
	同	高橋伊太郎・新屋 弥六	同	1	2	4	10	—	—	60	60	▼
	茂市村下茂市	高橋伊太郎	同	1	6	12	20	150	—	—	150	▼
	同 暮目	刈屋倉五郎	焔管式	1	8	16			使用せず			▼
	田老村	牧野与惣治	土室式	1	3	6	15	—	50	—	50	▼
	川井村箱石	山崎清左衛門	同	1	1.5	3	25	—	35	—	35	▼
	同	山名仙之助	同	1	1	2	5	—	5	—	5	▼
	同	滝野 六太	同	1	2.5	5	20	—	100	—	100	▼
	同 緑岩	吉田市太郎・新岩万太郎	同	1	2	4	20	—	—	300	300	▼
	同 川内	荒川 テツ	同	1	1.8	4	20	—	100	—	100	▼
	同	白岩 久治	同	1	1.5	3	20	—	60	—	60	▼
	同 箱石	下総与之助	同	1	5	10	35	—	200	—	200	▼
	同 川井	沢田 トヨ	同	1	2	4	20	—	180	—	180	▼
	同	沢田 丈助	同	1	1	2	20	—	30	—	30	▼
	同	金子新太郎	同	1	2	3	25	—	120	—	120	▼
	同 川内	中村徳之助・佐々木重太郎	同	1	2	4	25	—	—	100	100	▼
	同	佐々木庄兵衛	同	1	1.5	3	20	—	50	—	50	▼
	小国村	内田勘兵衛	同	1	1	2	15	—	—	70	70	▼
	同	沢田松太郎	同	1	1	2	15	—	—	60	60	▼
二戸郡	福岡町中町	古館吉太郎	同	1	2	4	15	—	—	50	50	▼
	同	佐藤 治助	同	1	8	16	30	—	—	500	500	▼
	同 上町	坂下 真治	同	1	10	20	30	—	—	900	900	▼
	同 城ノ外	沢藤 倉治	同	1	2	4	30	—	—	200	200	▼
	同 上町	村井治兵衛	同	1	7	14	14	—	—	100	100	▼
	同 中町	村田繁二郎	同	1	3	6	30	—	—	200	200	▼
	同 田町	佐藤幸太郎	同	1	12	24	30	—	—	700	700	▼
	同 下中町	女鹿美代吉	同	1	4	8	20	—	—	150	150	▼
	同	高畑栄次郎	同	1	16	32	30	—	—	1,200	1,200	▼
	同	榊田 甲子	同	1	4	8	20	—	—	100	100	▼
	同 田町	千浦	同	1	4	8	30	—	—	500	500	▼
	同 長峰	富賀見新八	同	1	6	12	25	—	—	300	300	▼
	同 中町	佐藤 徳治	同	1	20	40	20	—	200	300	500	▼
	一戸町	高見寅五郎	同	1	15	30	30	—	500	500	1,000	▼
	同	金子太右衛門	焔管式	1	3	9	15	—	—	100	100	▼
	同	中嶋万次郎	土室式	1	4	8	8	—	—	50	50	▼
	同	山岸 イツ	同	1	4	8	25	—	—	150	150	▼
	同	中嶋松太郎	同	1	1.5	3	15	—	—	50	50	▼
	同	野里与八郎	同	1	4	8	17	—	—	150	150	▼
	浪打村	上平 熊吉	同	1	2	4	10	—	—	30	30	▼
	同 槽山	平船清太郎	同	1	1	2	14	20	10	—	30	▼

V. 蕪乾燥業者のの乾蕪装置

所在地	所有者	装置	台数	収容石数	1昼夜乾燥能力	使用期間	生蕪	乾蕪石数 半乾	殺蛹	計	分類
稗貫郡	花巻町万十目	永井 佐助	1	7	18			使用せず			▼
	十二鎗村土沢	人首庄兵衛	同	1	7	18	20	50	250	300	▼
西磐井郡	一関町新大町	熊谷 喜蔵	1	5	15	11	12	—	238	250	▼
	同	同	1	5	10						▼
	同 桜町	菅原 五郎	1	6	18	20	100	650	—	750	▼
	同	同	1	10	20						▼
	金沢村南町	岩淵 てつ	1	4	8	10	20	—	40	60	▼
	日形村町裏	小野寺文治郎	1	10	20	10	5	—	—	5	▼
東磐井郡	千厩町	千厩生蕪乾燥申合組合	1	12	24	21	244	14	15	273	◇
	同	北村 浪造	1	6	18	20	200	100	100	400	▼
	同	千田 房志	1	2	6	30	60	—	—	60	▼
	同	及川茂三郎	1	3	9	20	—	—	200	200	▼
	同	菊池善五郎	1	3.6	10.8	20	—	—	200	200	▼
	大原町	伊藤 孝志	1	14	28	30	700	—	200	900	▼

同	金野 良平	佐藤式	1	7	14	30	450	—	450	900	▼
折壁村	千葉辰次郎	中原式	1	4	12	60	200	—	—	200	▼
同	同	佐藤式	1	4	12	60	100	—	—	100	▼
藤沢村	菅野 寅吉	軽便伊彦式	1	12	24	20	100	50	100	250	▼
同	佐藤 元吉	同	1	12	24	20	150	150	100	400	▼
同	皆川 精昆	皆川式	2	6	12	7	100	—	70	170	▼
黄海村	藤原 春吉	田辺式	1	5	15	14	150	150	—	300	▼
薄衣村	海野昌之助	林式	1	10	30	40	600	—	100	700	▼
奥玉村	菊池弥五郎	御法川式	1	6	12	30	100	50	—	150	▼
松川村	松川 喜蔵	中原式	1	10	50	90	700	150	—	850	▼
同	千葉 清八	同	1	10	50	90	700	150	—	850	▼
気仙郡 世田米村	菅野伊太郎	御法川式	1	8	24	32	400	—	—	400	▼
同	世田米信生販購組合	同	1	5	15	10	55.5	10.3	68.3	134.1	○
同	中里 久七	ナシ	1	10	20	30	—	—	972	972	▼
盛町	尾沢 琢郎*	尾沢式	1	3	12	30	—	—	100	100	☆
同	三竜社*	国井式	1	3	9	30	—	—	400	400	☆
気仙村	安倍 竹之	ナシ	1	9	27	30	90	310	—	400	▼
同	菅野 竹松	同	2	8	24	30	70	—	300	370	▼
高田町	伊東 弥助	同	1	10	20	20	—	100	500	600	▼
同	片倉 合名*	同	1	10	20	20	—	100	400	500	☆
大船渡村	小口善市郎*	同	1	3	9	15	—	—	250	250	☆
同	岡谷製糸(株)*	同	1	2	4	15	—	—	85	85	☆
上閉伊郡釜石町	赤崎 門助	土室式	1	6	12	20	—	—	200	200	▼
遠野町	三浦松兵衛	同	1	6	12	30	—	—	300	300	▼
下閉伊郡岩泉村	佐藤 平吉	御法川式	1	8	16	30	—	—	500	500	▼
小川村	工藤 仙蔵	林式	1	10	30	35	—	—	460	460	▼
同	西井清五郎	土室式	1	2	4	15	—	—	50	50	▼
同	竹花慶五郎	同	1	3	6	10	—	—	50	50	▼
同	内村伊勢松	同	1	2	4	7	—	—	30	30	▼
同	川村又兵衛	御法川式	1	2	4	20	—	—	100	100	▼
同	佐藤 一郎	土室式	1	3	6	30	—	—	300	300	▼
同	南沢伊兵衛	同	1	3	6	35	—	—	350	350	▼
大川村	田代喜一郎	御法川式	1	2	4	10	—	—	50	50	▼
同	三上菊太郎	土室式	1	2	4	10	—	—	50	50	▼
同	新村 幸吉	同	1	2	4	10	—	—	30	30	▼
同	北畑 権作	同	1	2	4	12	—	—	30	30	▼
田野畑村	熊谷 元吉	焰管式	1	3	6	20	—	—	70	70	▼
同	熊谷 音吉	土室式	1	2	4	10	—	—	40	40	▼

VI. 養蚕業者の共同乾繭装置

所在地	所有者	装置	台数	収容石数	1昼夜乾燥能力	使用期間	生繭	乾繭石数 半乾	殺蛹	計	分類
紫波郡 古館村	同村農会	御法川式	1	2	6			使用せず			◇
水分村	同村養蚕組合	同	1	2	6			同			◇
志和村	同村農会	佐藤式	1	6	18			同			◇
岩手郡 大更村	同村養蚕組合	鈴木式	1	2	4	20	200	—	—	200	◇
稗貫郡 大迫町	大迫産業組合	佐藤式	1	3	6	12	70	—	—	70	◇
内川目村立石	同村養蚕組合	同	1	4	12	10	—	25	5	30	◇
新堀村	同村農会	御法川式	1	2	4			使用せず			◇
八幡村	同村農会	同	1	2	4			同			◇
八重畑村	同村農会	佐藤式	1	3	6			同			◇
矢沢村	同村養蚕組合	御法川式	1	2	4			同			◇
和賀郡 更木村	同村養蚕組合	佐藤式	1	4	10	14	40	—	40	80	◇
江刺郡 米里村荒町	同村農会	御法川式	1	4	12	10	—	—	65	65	◇
梁川村館下	同村農会	林式	1	6	18	10	—	—	50	50	◇
東磐井郡生母村	赤生津養蚕業共同乾燥場	中原式	1	5	15	30	100	50	—	150	◇
同	母体養蚕業共同乾燥場	佐藤式	1	4	12	30	100	50	—	150	◇
猿沢村	同村養蚕業共同乾燥場	土室式	1	8	16	30	150	150	—	300	◇
気仙郡 横田村	荻原 定治	川崎式	1	3	9	15	—	使用せず			◇
上閉伊郡金沢村	金沢福次郎	中原式	1	3	21	30	—	110	—	110	◇
達曾部村	同村農会	同	1	6	18	15	—	—	120	120	◇
甲子村	同村養蚕組合	御法川式	1	2	6	20	—	—	220	220	◇
下閉伊郡津軽石村	同村農会	同	2	2	4			使用せず			◇
豊間根村	豊間根信購生販組合	土室式	1	2	4			同			◇
織笠村田子木	田子木信購生販組合	佐藤式	1	3	6			同			◇
刈屋村下刈屋	刈屋信購生販組合	同	1	3	6	15	—	—	200	200	◇
同	同	同	1	3	6	12	—	60	—	60	◇

同 鉦久岩	組合 神楽 万蔵	土室式	1	1	2	7	—	7	—	7	◇
大川村	大広養蚕組合	佐藤式	1	2	4	10	—	—	30	30	◇
同	日蔭養蚕組合	同	1	2	4	12	—	—	30	30	◇
川井村鈴久名	組合 中野長太郎	土室式	1	1	2	8	—	10	—	10	◇
同	組合 西野 専作	同	1	1	2	7	—	7	—	7	◇
同	組合 佐々木仁蔵	同	1	1	2	6	—	5	—	5	◇
同	組合 古里源太郎	同	1	1	2	7	—	10	—	10	◇
同 夏屋	組合 佐々木儀之助	同	1	1	2	7	—	10	—	10	◇
同 川内	組合 藤岡 千蔵	同	1	1	2	7	—	10	—	10	◇
同	組合 佐々木源弥	同	1	1	2	4	—	6	—	6	◇
同 中川井	組合 古錦 勇作	同	1	1	2	4	—	4	—	4	◇
同 箱石	組合 因幡国太郎	同	1	2	4	7	—	10	—	10	◇
同	組合 向口勘十郎	同	1	2	4	5	—	5	—	5	◇
同	組合 向口 松助	同	1	1	2	6	—	6	—	6	◇
岩泉村	組合 八重樫金十郎	御法川式	1	5	10	10	—	50	70	120	◇
小川村	生産組合	林式	1	5	10	20	—	—	115	115	◇
宮古町	乾繭組合	焰管式	1	3	9	14	—	—	110	110	◇
刈屋村	乾繭組合	同	1	3	9	10	—	40	50	90	◇
有芸村	乾繭組合	同	1	3	9	10	—	—	60	60	◇
田野畑村	乾繭組合	同	1	3	9	15	—	50	50	100	◇
小国村	乾繭組合	同	1	3	9	11	—	—	100	100	◇
安家村	乾繭組合	同	1	3	9	14	—	10	100	110	◇
小国村江繋	江繋乾繭組合	佐藤式	1	3	9	15	—	150	—	150	◇
九戸郡 久慈町	養蚕組合	林式	1	5	15	30	100	100	300	500	◇
野田村	乾繭組合	焰管式	1	4	12	7	10	35	—	45	◇
山根村	同村農会	佐藤式	1	7	21	20	280	—	—	280	◇
山形村	乾繭組合	焰管式	1	3	6	20	100	—	—	100	◇
大川目村	蚕糸組合	佐藤式	1	3	9	30	200	130	—	330	◇
侍浜村	乾繭組合	焰管式	1	3	6	15	—	50	—	50	◇
大野村	乾繭組合	柴田式	1	4	12	30	300	50	—	350	◇
小軽米村	養蚕組合	焰管式	1	3	9	15	50	60	—	110	◇
軽米村	乾繭組合	林式	1	5	15	20	300	100	—	400	◇
戸田村	乾繭組合	焰管式	1	3	9	20	50	150	—	200	◇
葛巻村	乾繭組合	同	1	3	6	10	20	—	—	20	◇
同	養蚕組合	佐藤式	1	3	9	4	20	—	—	20	◇
同	乾繭組合	林式	1	7	21	15	250	50	—	300	◇
二戸郡浄法寺村浄法寺	浄法寺養蚕組合	同	1	4	12	20	—	—	200	200	◇
漆沢	同	焰管式	1	3	9	15	—	—	100	100	◇
荒沢村荒屋	新町養蚕組合	同	1	3	9	14	—	—	100	100	◇
同 浅沢	浅沢養蚕組合	同	1	3	9	15	—	60	60	120	◇
御返地村安比	安比養蚕組合	同	1	4	12	20	—	—	372	372	◇
同 似鳥	似鳥養蚕組合	同	1	3	9	20	—	100	203	303	◇
斗米村上斗米	斗米繭乾燥組合	同	1	3	9	13	—	—	100	100	◇
小鳥谷村小鳥谷	小鳥谷乾繭組合	同	1	3	9	20	—	—	150	150	◇
爾薩体村白鳥	白鳥繭乾燥組合	同	1	2	6	7	—	20	—	20	◇
同 仁左平	仁左平繭乾燥組合	同	1	3	9	5	—	—	25	25	◇
浪打村	平船?	土室式	1	2	6	6	—	—	30	30	◇
金田一村	同村養蚕組合	焰管式	1	2	6	—	—	—	—	—	◇
福岡町	同町乾燥組合	同	1	8	16	30	180	—	—	180	◇

備考：農商務省の依頼による岩手県養蚕取締所調べ。岩手県庁文書庫資料「大正9勸業製糸奨励」[C13 4 8 86] 所収資料による。

付表2 岩手県繭貯蔵庫一覧 (1919年)

所在地	所有者	業種別	棟数	坪数	収容石数	貯蔵石数			分計		類			
						タンク	小罐	紙袋	布袋					
盛岡市 新田町	尾沢 琢郎	製糸業	1	75	2,100	2,100	—	—	—	2,000	☆			
			1	42	1,200	1,000	—	—	—	1,000	☆			
			1	60	1,700	—	—	—	貯蔵セズ	—	—	☆		
稗貫郡花巻川口町	柳花巻銀行	銀行業	2	36	600	—	—	250	200	450	▽			
			同	盛岡銀行支店	同	2	28	800	—	—	330	186	516	▽
			同	大迫町 盛岡銀行支店	同	1	25.5	1,000	—	—	200	—	200	▽
			同	岩亀 半蔵	製糸業	1	16.5	300	—	—	—	—	—	★
			同	外川目村 村田 良蔵	同	1	30	800	—	—	150	—	150	★
西磐井郡山目村	大迫信用組合	養蚕業	1	15	300	—	—	—	—	—	—	○		
			同	小口重太郎	製糸業	4	464	15,000	—	—	—	13,800	13,800	☆
			同	一関町 盛岡銀行支店(借用)	銀行業	1	28	800	—	—	1,595	—	1,595	▽

	同	第八十八銀行	同	2	31	700	—	—	400	—	400	▽
	同	岩手銀行支店	同	1	59.2	800	—	—	1,033	—	1,033	▽
	中里村	岩手銀行支店(借用)	同	1	15.75	200	—	—	—	—	—	▽
東磐井郡	大原町	佐伯源八郎	製糸業	1	12	1,000	—	—	350	—	350	★
	折壁村	折壁製糸場	同	1	32	700	—	—	700	—	700	★
	同	同	同	1	28	250	—	—	250	—	250	★
	同	同	同	1	28	400	—	—	400	—	400	★
	同	同	同	1	18	100	—	—	100	—	100	★
	小梨村	伊藤千代治	同	1	15	1,000	—	—	300	—	300	★
	大津保村	津谷川信購販組合	同	2	66	300	—	—	250	50	300	○
	黄海村	熊谷基太郎	同	1	18	200	—	—	200	—	200	★
	薄衣村	金野恵之助	同	1	15	240	—	—	240	—	240	★
	摺沢村	天民社	同	3	99	5,940	—	600	820	—	1,420	★
	興田村	伊東莊次郎	同	1	8	200	—	—	200	—	200	★
	千厩町	岩手銀行支店	銀行業	1	10	400	—	—	400	—	400	▽
	同	盛岡銀行支店	同	3	60	1,250	—	—	900	—	900	▽
	藤沢村	皆川 精見	養蚕業	1	20	70	—	—	70	—	70	◇
	薄衣村	海野昌之助	同	1	20	320	—	—	320	—	320	◇
気仙郡	世田米村	滝本 宮道	製糸業	1	28	1,000	—	—	150	—	150	○
	同	菊池 貞治	同	1	18	500	—	—	362	—	362	○
	矢作村	生出生糸生販組合	同	1	24	300	—	—	75	—	75	○
	同	二又製糸場	同	1	12.5	225	—	—	25	—	25	★
	小友村	小友社	倉庫業	1	15	100	—	—	使用せず	—	—	▼
下閉伊郡	宮古町	伊藤長五郎	製糸業	1	4	20	—	—	20	—	20	★
	同	佐々木卯之松	同	1	8	160	—	—	160	—	160	★
	同	大久保善助	同	1	5	70	—	—	70	—	70	★
	同	坂下 春京	同	1	4	25	—	—	25	—	25	★
	茂市村	野崎 勝見	同	1	12	100	—	—	20	—	20	★
	同	藁岩 兎毛	同	1	12	80	—	—	10	—	10	★
	宮古町	宮古銀行	銀行業	1	21	200	—	16	184	—	200	▽
二戸郡	福岡町	福岡製糸場	製糸業	1	30	500	—	—	300	—	300	○
	一戸町	一戸製糸場	同	1	15	500	—	—	180	—	180	★

備考：農商務省の依頼による岩手県蚕業取締所調べ。岩手県庁文書庫資料「大正9勸業製糸奨励」[C13 4 8 86] 所収資料による。